

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件

(平成二十九年三月十四日経済産業省告示第三十五号)

最終改正 令和八年三月三十一日経済産業省告示第二十一号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十九号)の施行に伴い、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)第三条第一項及び第二項並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十九号)第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第六条で読み替えて適用される同法第四条第一項の規定に基づき、並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を実施するため、平成二十四年経済産業省告示第百三十九号(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達の特別措置法第三条第一項及び同法附則第六条で読み替えて適用される同法第四条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項の調達価格等並びに調達価格及び調達期間の例に準じて経済産業大臣が定める価格及び期間を定める件)の全部を次のように改正する。

(定義)

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件

第一条 この告示において使用する用語は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号。以下「法」という。)及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。)において使用する用語の例による。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 改正法 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十九号)をいう。

二 旧法 改正法第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法をいう。

三 新法 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十九号)第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法をいう。

四 整備令 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過

措置に関する政令（平成二十九年政令第十一号）をいう。

五 新法第九条第三項の認定 新法第九条第三項に基づく認定（改正法附則第四条第一項、第五条第三項又は第六条第三項（整備令第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により受けたものとみなされた新法第九条第三項の認定を除く。）

六 法第九条第四項の認定の日 認定事業者が最初に法第九条第四項の認定を受けた日をいう。

七 新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日 認定事業者が新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定を受けた日のうち最も早い日をいう。

八 一般送配電事業者等 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者をいう。

九 接続契約 再生可能エネルギー発電設備と一般送配電事業者等が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に係る契約（送電事業者との契約にあつては、平成二十九年三月三十一日までに締結されたものに限る。）をいう。

十 みなし認定事業者 改正法附則第四条第一項、第五条第三項又は第六条第三項の規定により新法第九条第三項の認定を受けたものとみなされる者をいう。

十一 供給開始日 特定契約に基づき又は市場取引等により認定発電設備（みなし認定事業者に係る旧法第三条第二項に規定する認定発電設備を含む。）が最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日をいう。

十二 運転開始期限日 次に掲げる日をいう。

イ 次に掲げる再生可能エネルギー発電設備の種類ごとに、新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日（みなし認定事業者にあつては、当該認定を受けたものとみなされる日）から起算して、それぞれ次に掲げる期間を経過する日

- (1) 太陽光発電設備（ロ、ハ及びニに掲げるものを除く。） 三年（当該認定の申請の際現に当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第四項に規定する対象事業に係る環境影響評価（以下「環境影響評価」といふ。）を行っていた場合にあつては、五年）

- (2) 風力発電設備（ホに掲げるものを除く。） 四年（当該認定の申請の際現に当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について環境影響評価を行っていた場合にあつては、八年）

(3) 水力発電設備 七年（当該設備が特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項に規定する多目的ダムに設置されるものである場合であつて、当該認定を受けた日以降に国土交通大臣又は当該多目的ダムを管理する都道府県知事が当該多目的ダムの建設に係る計画の実施を延期したときは、当該延期された期間を加えた期間）

(4) 地熱発電設備 四年（当該認定の申請の際現に当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について環境影響評価を行っていた場合にあっては、八年）

(5) バイオマス発電設備 四年

ロ みなし認定事業者に係る太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のものうち、平成二十七年三月三十一日以前に旧法第六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の認定（以下「旧認定」という。）を受け、平成二十八年七月三十一日以前に当該設備に係る接続契約が締結されたものにあつては、次の表の太陽光発電設備の規模及び条件並びに当該設備に係る最初の系統連系工事着工申込みの受領（第二条第十一項に規定する系統連系工事着工申込みの受領をいう。以下このロ、ハ及びニにおいて同じ。）の日が属する期間の欄に於いて、それぞれ同表の運転開始期限日の欄に掲げる日

太陽光発電設備の規模及び条件		最初の系統連系工事着工申込みの受領の日 が属する期間	運転開始期限日
一	出力が二千キロワット未満のもの（第三号に掲げるものを除く。）	平成三十一年四月一日以降 平成三十一年三月三十一日以前	令和二年三月三十一日 最初の系統連系工事着工申込みの受領の日 から起算して一年を経過する日
二	出力が二千キロワット以上のもの（次号に掲げるものを除く。）	令和元年九月三十日以前 令和元年十月一日以降	令和二年九月三十日 最初の系統連系工事着工申込みの受領の日 から起算して一年を経過する日
三	当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について環境影響評価又は条例に基づく環境影響評価を行わなければならないもの	令和二年三月三十一日以前 令和二年四月一日以降	令和二年十二月三十一日 最初の系統連系工事着工申込みの受領の日 から起算して一年を経過する日

ハ みなし認定事業者に係る太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のものうち、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に旧認定を受け、平成二十八年七月三十一日以前に当該設備に係る接続契約が締結されたものにあつては、次の表の太陽光発電設備の規模及び当該設備に係る最初の系統連系工事着工申込みの受領の日が属する期間の欄に於いて、それぞれ同表の運転開始期限日の欄に掲げる日

太陽光発電設備の規模 出力が十キロワット以上のもの	最初の系統連系工事着工申込みの受領の日が属する期間	運転開始期限日
	令和二年三月三十一日以前 令和二年四月一日以降	令和三年三月三十一日 最初の系統連系工事着工申込みの受領の日から起算して一年を経過する日

ニ みなし認定事業者に係る太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のものうち、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に旧認定を受け、平成二十八年七月三十一日以前に当該設備に係る接続契約が締結されたものにあつては、次の表の太陽光発電設備の規模及び当該設備に係る最初の系統連系工事着工申込みの受領の日が属する期間の欄に於いて、それぞれ同表の運転開始期限日の欄に掲げる日

太陽光発電設備の規模 出力が十キロワット以上のもの	最初の系統連系工事着工申込みの受領の日が属する期間	運転開始期限日
	令和三年三月三十一日以前 令和三年四月一日以降	令和四年三月三十一日 最初の系統連系工事着工申込みの受領の日から起算して一年を経過する日

ホ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「整備法」という。）第十六条第二項第十号に規定する選定事業者（以下「選定事業者」という。）が提出した整備法第十七条第一項に規定する公募占用計画（以下「公募占用計画」という。）に係る風力発電設備にあつては、選定事業者が、整備法第二十条第一項の認定を受けた公募占用計画（以下「認定公募占用計画」という。）に記載した事業の実施時期の起算日。ただし、認定公募占用計画に記載された整備法第十七条第二項第一号に掲げる占用の区域（以下

「占用区域」という。)と一体的に利用される港湾及びその利用時期が、次に掲げるいずれかの港湾及びその利用時期と重複した場合は、経済産業大臣及び国土交通大臣が認定公募占用計画に記載された事業の実施時期の起算日の調整を行ったときに限り、選定事業者が、整備法第二十一条第一項の規定に基づき変更の認定を受けた公募占用計画に記載した事業の実施時期の起算日。

- (1) 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第一項の許可を受けた者(海洋再生可能エネルギー発電設備等(同法第二条の四第一項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備等)の設置及び維持管理をする者に限る。)が利用する港湾及びその利用時期
- (2) 整備法第二十条第一項の認定を受けた他の選定事業者が占用区域と一体的に利用する港湾及びその利用時期

十三 太陽光発電設備に係る指定電気事業者 北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、北陸電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社及び沖縄電力株式会社をいう。

十四 発電側託送供給料金の支払者 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則(平成二十八年経済産業省令第二十二号)第一条第二項第三号に規定する発電側託送供給料金を支払う者をいう。

十五 洋上風力発電設備 海に設置される風力発電設備であつて、船舶により当該風力発電設備に係る風車及び風車を支持する工作物(以下「風車等」という。)を設置し、かつ、船舶により当該風車等の保守に従事する者及びその保守を行うために必要な器材その他の物資を輸送することを要するものをいう。

十六 発電側託送供給料金の相当する額 イに掲げる額にロに掲げる額を加えて得た額に、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額をいう。

イ 全ての一般送配電事業者の発電側託送供給料金のうち発電等量にかかわらず支払うべき料金の一キロワット当たりの単価(電気事業法第十八条第一項の規定により経済産業大臣の認可を受けた託送供給等約款において一般送配電事業者が定めたものをいう。)を平均した額に八千七百六十分の十二を乗じて得た額に、次の(1)から(5)までの各表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄(2)から(4)までの各表においては、再生可能エネルギー発電設備の区分等及び法第九条第四項の規定の日(法第四条第一項の規定による指定を受けた区分等(以下「入札対象区分等」という。))にあつては法第七条第三項又は第六項の規定による落札者(以下「落札者」という。))の決定の日とし、選定事業者が提出した公募占用計画に関する風力発電設備にあつては整備法第十六条第六項(同条第七項において準用する場合を含む。))の規定により経済産業大臣及び国土交通大臣が公示する公募占用指針(以下「公募占用指針」という。))に基づく公募の開始の日(以下「公募開始日」と

いう。)とする。以下この号において同じ。)が属する期間の欄)に応じて、それぞれ同表の乗じるべき率の欄に掲げる率を乗じ、これをそれぞれ同表の除すべき率の欄に掲げる率で除して得た額

(1) 太陽光発電設備

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	乗じるべき率	除すべき率
一	出力が十キロワット未満のもの	〇・〇八三	〇・〇九六
二	出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの (第五号に掲げるものを除く。)	〇・九五〇	〇・二二三
三	出力が五十キロワット以上二百五十キロワット未満のもの (第五号に掲げるものを除く。)		〇・一八三
四	出力が二百五十キロワット以上のも (第五号に掲げるものを除く。)		〇・一八三
五	屋根設置太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のもの		〇・一〇二

(2) 風力発電設備

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	法第九条第四項の認定の日 が属する期間	乗じるべき率	除すべき率
一	風力発電設備(次号に掲げるものを除く。)	令和七年三月三十一日以前	〇・九七五	〇・二八〇
		令和七年四月一日以降		〇・二九一
二	洋上風力発電設備	令和六年四月一日以降		〇・三〇〇

(3) 水力発電設備

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	法第九条第四項の認定の日	乗じるべき率	除すべき率

三	出力が五千ワット以上三万ワット未満のもの	令和六年四月一日以降	〇・九二〇	〇・四四八
二	出力が千ワット以上五千ワット未満のもの	令和七年三月三十一日以前 令和七年四月一日以降	〇・九二〇	〇・四四八 〇・五六七
一	出力が千ワット未満のもの	令和六年四月一日以降		〇・六〇〇
		が属する期間		

(4) 地熱発電設備

再生可能エネルギー発電設備の区分等	法第九条第四項の認定の日が属する期間	乗じるべき率	除すべき率
一 出力が千ワット未満のもの	令和六年四月一日以降	〇・九〇〇	〇・七四八
二 出力が千ワット以上一万五千ワット未満のもの	令和八年三月三十一日以前 令和八年四月一日以降		〇・七四八 〇・七四四
三 出力が一万五千ワット以上三万ワット未満のもの	令和八年三月三十一日以前 令和八年四月一日以降		〇・七三九 〇・七四四
四 出力が三万ワット以上のもの	令和六年四月一日以降		〇・七三九

(5) バイオマス発電設備

再生可能エネルギー発電設備の区分等	乗じるべき率	除すべき率
一 バイオマスを発酵させることにより得られるメタンを電気に変換する設備	〇・六九六	〇・七〇〇
二 森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を		〇・七六五

	三	四	五
<p>電気に変換する設備（前号に掲げる設備、一般廃棄物発電設備及び産業廃棄物発電設備又は石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。次号において同じ。）であって、その出力が二千ワット未満のもの</p>	<p>森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備であって、その出力が二千ワット以上のもの</p>	<p>木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限り、液体であるものを除く。）を電気に変換する設備（第一号から前号まで及び第六号に掲げる設備、一般廃棄物発電設備並びに産業廃棄物発電設備又は石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）</p>	<p>農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限り、液体であるものを除く。）を電気に変換する設備（第一号から第三号まで及び次号に掲げる設備、一般廃棄物発電設備並びに産業廃棄物発電設備又は石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）であって、その出力が五千ワット以上のもの</p>
	○・七八一	○・七八一	○・七八一

六	<p>建設資材廃棄物を電気に変換する設備（第一号に掲げる設備、一般廃棄物発電設備及び産業廃棄物発電設備又は石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）</p>		〇・八〇九
七	<p>一般廃棄物発電設備若しくは産業廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備、産業廃棄物発電設備及び第一号から前号までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備（一般廃棄物発電設備又は産業廃棄物発電設備（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）において混焼されるコークス以外の石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）</p>		〇・四六〇

ロ 全ての一般送配電事業者の発電側託送供給料金のうち発電等量に応じて支払うべき料金の一キロワット時当たりの単価（電気事業法第十八

八条第一項の規定により経済産業大臣の認可を受けた託送供給等約款において一般送配電事業者が定めたものをいう。）を平均した額

十七 浮体式洋上風力発電設備 洋上風力発電設備であつて、当該設備に係る風車を支持する工作物が船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二

条第一項の規定の適用を受ける船舶に該当するものをいう。

十八 特定物価変動率 イに掲げる期間における次の表の各号ごとの指数等の欄に掲げる数値に対するロに掲げる期間における当該数値の比率にそれぞれ同表の乗じるべき率の欄に掲げる率を乗じて得た数値を合計して得た数値に九十八分の百を乗じて得た数値をいう。

イ 公募開始日の属する月の前月までの一年間（公募開始日が令和七年三月三十一日以前の場合であつて、選定事業者が整備法第二十一条第二項の公募占用計画の変更の認定（整備法第十六条第二項第六号に掲げる事項に係る変更の認定に限る。）を受けたときは、当該変更の認定を申請した日の属する月の前月までの一年間）

ロ 選定事業者が認定公募占用計画に記載した電気事業法第四十八条第一項の規定による届出（海域における同法第三十八条第二項の事業用電気工作物の設置の工事に係るものに限る。）の予定日の属する月の前月までの一年間

	指数等	乗じるべき率
一	日本銀行が統計法（平成十九年法律第五十三号）第二十五条の規定により届け出て行う統計調査の結果に基づき作成する企業物価指数（以下「企業物価指数」という。）のうちA重油に係る国内企業物価指数と企業物価指数のうちB重油・C重油に係る国内企業物価指数の平均値	〇・一三七五
二	企業物価指数のうち鉄鋼に係る国内企業物価指数（ロに掲げる期間における数値にあつては、当該数値にロに掲げる期間とイに掲げる期間の外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項に規定する裁定外国為替相場により一ユーロを本邦通貨に換算した額の比率（以下「為替調整比率」という。）を乗じて得た数値）	〇・一三七五
三	企業物価指数のうち鉄鋼に係る国内企業物価指数	〇・〇六〇〇
四	企業物価指数のうち電力・通信用メタルケーブルに係る国内企業物価指数	〇・〇五〇〇
五	企業物価指数のうち産業用電気機器に係る国内企業物価指数（ロに掲げる期間における数値にあつては、当該数値に為替調整比率を乗じて得た数値）	〇・一三七五
六	毎月勤労統計調査の結果に基づき作成する事業所規模五人以上の製造業の現金給与総額に係る季節調整済指数（ロに掲げる期間における数値にあつては、当該数値に為替調整比率を乗じて得た数値）	〇・一三七五
七	港湾・漁港に係る国土交通省が作成する建設工事に係る費用を特定の年度を基準とするものに交換するための指標（以下「建設工事費デフレーター」という。）	〇・二〇〇〇
八	電力に係る建設工事費デフレーター	〇・二二〇〇

十九 特定物価調整率 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める比率に千分の六百八十六を乗じて得た数値に、千分の三百十四を加えて得た数値をいう。

イ 特定物価変動率が一以上の場合 特定物価変動率（特定物価変動率が百分の百四十又は公募占用指針に定める上限比率を上回る場合にあつ

ては、百分の百四十又は当該上限比率のいずれか小さい比率) から百分の一を控除して得た比率

ロ 特定物価変動率が一未満の場合 特定物価変動率(特定物価変動率が百分の六十又は公募占用指針に定める下限比率を下回る場合において
は、百分の六十又は当該下限比率のいずれか大きい比率) に百分の一を加えて得た比率

(太陽光発電設備に係る基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額)

第二条 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

- 一 当該設備に係る接続契約の申込みの内容(当該契約に係る太陽光発電設備の仕様、設置場所及び接続箇所並びに当該設備の出力が十キロワット以上のものにあつては、当該申込みを撤回した場合にその相手方である一般送配電事業者等が当該申込みの内容の検討に要した費用について、当該申込みを行った者が支払うことに同意する旨の内容を含むものに限る。以下この条において同じ。)を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日

二 旧認定の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一	出力が十キロワット未満のもの(次号に掲げるものを除く。)	四十二円	十年間	
二	出力が十キロワット未満のもの(当該設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。)	三十四円	十年間	
三	出力が十キロワット以上のもの	四十円に消費税及び地方消費税の額	二十年間	一・六二円

備考

に相当する額を加えて得た額

イ 調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとし、第一号及び第二号の調達価格の欄に掲げる価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。

ロ 調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ハ その出力が十キロワット以上のものについて、当該設備に係る旧認定の日が平成二十九年三月三十一日以前である場合又は当該設備に係る接続契約が平成二十八年八月一日以降に締結された場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日までの期間を除いたものとする。

ニ 自家発電設備等が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できない構造である場合における当該自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。

ホ 複数太陽光発電設備設置事業を営む者が旧認定を受けた場合については、当該者が用いる当該設備は第三号の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に掲げる設備とみなす。

ヘ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

2 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に於いて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一 当該設備に係る接続契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日

二 旧認定の日

三 当該設備に係る調達期間の起算日前の旧法第六条第四項に規定する変更の認定（以下「旧変更認定」という。）（当該設備の大幅な出力の変更（当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認

定に限る。)の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一	出力が十キロワット未満のもの(次号に掲げるものを除く。)	三十八円	十年間	
二	出力が十キロワット未満のもの(当該設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。)	三十一円	十年間	
三	出力が十キロワット以上のもの	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	一・四〇円
備考	前項の表中の「備考」に同じ。			

3 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、前二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一 当該設備に係る接続契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日

二 旧認定の日

三 当該設備に係る調達期間の起算日前の旧変更認定(当該設備の出力の変更(当該変更が十キロワット以上かつ当該設備の出力の二十パーセント以上のもの(当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。以下「大幅な出力変更」という。)に限る。)の認定又は平成二十七年二月十五日から平成二十七年三月三十一日までの間において行われた次に掲げる変更の認定に限る。)の日

イ 当該設備の出力が十キロワット以上のものにあつては、当該設備に係る太陽電池の製造の事業を行う者若しくは種類の変更又は変換効率を引き下げる変更（太陽電池の製造の事業を行う者が当該変更前の種類の太陽電池の製造の事業を行わなくなったことに伴う場合を除く。以下「太陽電池に係る変更」という。）の認定

ロ 当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合、次の表第一号若しくは第二号に掲げる設備について出力を増加させる変更であつてその出力の増加後も引き続きその出力が十キロワット以上となるものでない場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならぬ場合を除く。）の認定

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一	出力が十キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	三十七円	十年間	
二	出力が十キロワット未満のもの（当該設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限り。）	三十円	十年間	
三	出力が十キロワット以上のもの	三十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	一・二八円

備考 第一項の表中の「備考」に同じ。

4 次に掲げる日のうちいずれか遅い日から平成二十七年四月一日から平成二十七年六月三十日までの間に属する場合における太陽光発電設備に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、前三項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に依りて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一 当該設備に係る旧法第三条第二項に規定する特定供給者（次項において「旧特定供給者」という。）による接続契約の締結（当該契約の申込みの内容を記載した書面が当該契約に係る一般送配電事業者等により平成二十七年三月三十一日までに受領されている場合を除く。次項において同じ。）の日

二 旧変更認定（次に掲げる変更の認定に限る。次項において「旧太陽電池等変更認定」という。）の日
 イ 当該設備に係る調達期間の起算日前の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）

(1) 当該設備の出力が十キロワット以上のものであっては、太陽電池に係る変更の認定
 (2) 当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合、次の表第一号若しくは第二号に掲げる設備について出力を増加させる変更であつてその出力の増加後も引き続きその出力が十キロ

ワット以上となるものでない場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更し
 なければならぬ場合を除く。）の認定

ロ 当該設備に係る調達期間の起算日以後の変更の認定（当該設備の出力の変更（平成二十七年三月三十一日までに当該変更の認定を申請した場合、出力を減少させる変更である場合又は次の表第一号若しくは第二号に掲げる設備について出力を増加させる変更であつてその出力の増加後も引き続きその出力が十キロワット以上となるものでない場合を除く。）の認定に限る。）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一	出力が十キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	三十三円	十年間	
二	出力が十キロワット未満のもの（当該設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）	二十七円	十年間	

三	出力が十キロワット以上のもの	二十九円に消費税及び地方消費税の二十年間	一・二五円
	額に相当する額を加えて得た額		

備考

イ 調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとし、第一号及び第二号の調達価格の欄に掲げる価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。

ロ 調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ハ その出力が十キロワット以上のものについて、当該設備に係る旧認定の日が平成二十九年三月三十一日以前である場合又は当該設備に係る接続契約が平成二十八年八月一日以降に締結された場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開始日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日までの期間を除いたものとする。

ニ 自家発電設備等が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できない構造である場合における当該自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。

ホ 複数太陽光発電設備設置事業を営む者が旧認定を受けた場合については、当該者が用いる当該設備は第三号の再生可能エネルギー発電設備の区分等に掲げる設備とみなす。

ヘ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

ト 太陽光発電設備に係る指定電気事業者からの求めに応じ、出力の抑制を行うために必要な機器の設置等の措置を講ずる場合は、第一号及び第二号の調達価格の欄に掲げる価格に二円を加えた額とする。

5 次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成二十七年七月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一 当該設備に係る旧特定供給者による接続契約の締結の日（当該契約に係る旧特定供給者の責に帰すべき事由によらず、当該契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日の翌日から起算して二百七十日を経過した日までに当該契約の締結に至らない場合にあつては、当該経過した日）

二 旧太陽電池等変更認定（平成二十八年八月一日以降に当該設備に係る接続契約を締結する者が行う変更にあつては、当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更である場合又は次の表第一号若しくは第二号に掲げる設備について出力を増加させる変更であつてその出力の増加後も引き続きその出力が十キロワット以上となるものでない場合を除く。）の認定に限る。）の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一	出力が十キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	平成二十七年七月一日から平成二十八年三月三十一日まで 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	三十三円 三十一円	十年間	一・〇九円
二	出力が十キロワット未満のもの（当該設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）	平成二十七年七月一日から平成二十八年三月三十一日まで 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	二十七円 二十五円	十年間	一・二五円
三	出力が十キロワット以上のもの	平成二十七年七月一日から平成二十八年三月三十一日まで	二十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	一・二五円
		平成二十八年四月一日から平成二十四年に消費税及び地方消費税			一・〇九円

	成二十九年三月三十一日まで	費税の額に相当する額を加えて得た額
--	---------------	-------------------

備考 前項の表中の「備考」に同じ。

6 次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に於いて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

- 一 新法第九条第三項の認定の日
- 二 法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。以下この条において「住宅用太陽光発電出力等変更認定」という。）の日
 - イ 当該設備に係る調達期間の起算日前の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更である場合、出力を増加させる変更であつてその出力の増加後も引き続きその出力が十キロワット以上となるものでない場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定に限る。）
 - ロ 当該設備に係る調達期間の起算日以後の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更である場合又は出力を増加させる変更であつてその出力の増加後も引き続きその出力が十キロワット以上となるものでない場合を除く。）の認定に限る。）
- ハ 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間
一	出力が十キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	二十八円	十年間
		平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	二十六円	
二	出力が十キロワット未満のもの（当該設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備のもの）	平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	二十五円	十年間

電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）

備考

- イ 調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとし、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。
- ロ 調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。
- ハ 自家発電設備等が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できない構造である場合における当該自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。
- ニ 複数太陽光発電設備設置事業を営む者が当該認定を受けた場合については、当該者が用いる当該設備は太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上二千キロワット未満のもののみならず。
- ホ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。
- ヘ 太陽光発電設備に係る指定電気事業者からの求めに応じ、出力の抑制を行うために必要な機器の設置等の措置を講ずる場合は、調達価格の欄に掲げる価格に二円を加えた額とする。

7 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上二千キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るものうちその出力が二千キロワット以上のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項までの規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

- 一 新法第九条第三項の認定の日
- 二 法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日
- イ 当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合であつて、平成二十八年七月三十一日以前に当該設備に係る接続契約が締結された場合

における次に掲げる変更の認定

- (1) 当該設備に係る調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定
 - (i) 太陽電池に係る変更の認定
 - (ii) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合、出力を増加させる変更であつて増加後の出力が二千キロワット以上となる場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）
 - (2) 当該設備に係る調達期間の起算日以後における出力の変更の認定（出力を減少させる変更又は出力を増加させる変更であつて増加後の出力が二千キロワット以上となる変更の認定を除く。）
 - (3) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（(1)及び(2)に掲げる変更の認定並びに合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更又は合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定を除く。）
 - (4) 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定
- ロ 当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合（平成二十八年八月一日以降に当該設備に係る接続契約が締結された場合に限る。）又は当該設備が認定事業者（みなし認定事業者を除く。以下この項において同じ。）に係るものである場合における次に掲げる変更の認定
- (1) 当該設備に係る調達期間の起算日前における出力の変更の認定（出力を減少させる変更である場合、出力を増加させる変更であつて増加後の出力が二千キロワット以上となる場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）
 - (2) 当該設備に係る調達期間の起算日以後における出力の変更の認定（出力を減少させる変更又は出力を増加させる変更であつて増加後の出力が二千キロワット以上となる変更の認定を除く。）
 - (3) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（(1)及び(2)に掲げる変更の認定並びに合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更又は合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定を除く。）

セント未満の変更の認定を除く。）

(4) 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

調達価格	調達期間	解体等積立基準額
二十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	〇・九九円
<p>備考</p> <p>イ 調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。</p> <p>ロ 調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。</p> <p>ハ 当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合（当該設備に係る旧認定の日が平成二十九年三月三十一日以前である場合又は平成二十八年八月一日以降に当該設備に係る接続契約が締結された場合に限る。）又は当該設備が認定事業者に係るものである場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。</p> <p>ニ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに從う。</p>		

8 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上二千キロワット未満のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで及び前項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一 新法第九条第三項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日

イ 当該設備がみなし認定事業者に係るもの（平成二十七年三月三十一日以前に旧認定を受けたものを除く。）である場合であつて、平成二十八年七月三十一日以前に当該設備に係る接続契約が締結された場合における次に掲げる変更の認定

- (1) 当該設備に係る調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定
 - (i) 太陽電池に係る変更の認定
 - (ii) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合、出力を増加させる変更であつて増加後の出力が二千キロワット以上となる場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならぬ場合を除く。）
 - (iii) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（i）及び（ii）に掲げる変更の認定、合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三十パーセント未満の変更の認定又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を変更しなければならぬ場合における当該変更の認定を除く。）
 - (2) 当該設備に係る調達期間の起算日以後における次に掲げる変更の認定
 - (i) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更又は出力を増加させる変更であつて増加後の出力が二千キロワット以上となる変更の認定を除く。）
 - (ii) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（i）に掲げる変更の認定又は合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三十パーセント未満の変更の認定を除く。）
 - (3) 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定
 - ロ 当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合（イに掲げる場合を除く。）又は当該設備が認定事業者（みなし認定事業者を除く。）以下この項において同じ。）に係るものである場合における次に掲げる変更の認定
- (1) 当該設備に係る調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定
 - (i) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更である場合、出力を増加させる変更であつて増加後の出力が二千キロワット以上となる場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならぬ場合

合を除く。)

(ii) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定 (i)に掲げる変更の認定、合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を変更しなければならぬ場合における当該変更の認定を除く。)

(2) 当該設備に係る調達期間の起算日以後における次に掲げる変更の認定

(i) 当該設備の出力の変更の認定 (出力を減少させる変更又は出力を増加させる変更であつて増加後の出力が二千キロワット以上となる変更の認定を除く。)

(ii) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定 (i)に掲げる変更の認定又は合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定を除く。)

(3) 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

調達価格

調達期間

解体等積立基準額

十八円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額

二十年間

〇・八〇円

備考 前項の表中の「備考」に同じ。

9 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第六項までの規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一 新法第九条第三項の認定の日

二 住宅用太陽光発電出力等変更認定の日

調達価格

調達期間

二十四円

十年間

10 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上五百キロワット未満のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項及び第八項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一 新法第九条第三項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日

イ 当該設備がみなし認定事業者に係るもの（平成二十九年三月三十一日以前に旧認定を受けたものを除く。）である場合であつて、平成二十八年七月三十一日以前に当該設備に係る接続契約が締結された場合における次に掲げる変更の認定

(1) 当該設備に係る調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定

(i) 太陽電池に係る変更の認定

(ii) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合、出力を増加させる変更であつて増加後の出力が五百キロワット以上となる場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）

(iii) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（i）及び(ii)に掲げる変更の認定、合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を変更しなければならない場合における当該変更の認定を除く。）

(2) 当該設備に係る調達期間の起算日以後における次に掲げる変更の認定

(i) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更又は出力を増加させる変更であつて増加後の出力が五百キロワット以上となる変更の認定を除く。）

(ii) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（i）に掲げる変更の認定又は合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パー

セント未満の変更の認定を除く。)

- (3) 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

(4) 当該設備とともに設置される蓄電池に係る変更(当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合であって、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設する変更(当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であって当該電気を特定契約によらないで供給する場合を除く。)に限る。)の認定

ロ 当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合(イに掲げる場合を除く。)又は当該設備が認定事業者(みなし認定事業者を除く。以下この項において同じ。)に係るものである場合における次に掲げる変更の認定

- (1) 当該設備に係る調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定

(i) 当該設備の出力の変更の認定(出力を減少させる変更である場合、出力を増加させる変更であって増加後の出力が五百キロワット以上となる場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。)

(ii) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定(i)に掲げる変更の認定、合計出力を減少させる変更であって当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であって当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を変更しなければならない場合における当該変更の認定を除く。)

- (2) 当該設備に係る調達期間の起算日以後における次に掲げる変更の認定

(i) 当該設備の出力の変更の認定(出力を減少させる変更又は出力を増加させる変更であって増加後の出力が五百キロワット以上となる変更の認定を除く。)

(ii) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定(i)に掲げる変更の認定又は合計出力を減少させる変更であって当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であって当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定を除く。)

(3) 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

(4) 当該設備とともに設置される蓄電池に係る変更（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合であって、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設する変更（当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であって当該電気を特定契約によらないで供給する場合を除く。）に限る。）の認定

調達価格	調達期間	解体等積立基準額
十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	〇・六六円
備考 第七項の表中の「備考」に同じ。		

11 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第六項まで及び第九項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一 新法第九条第三項の認定の日

二 住宅用太陽光発電出力等変更認定の日

調達価格	調達期間
二十一円	十年間

備考

イ 調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとし、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。

ロ 調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ハ 自家発電設備等が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できない構造である場合における当該自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。

ニ 第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む者が当該認定を受けた場合については、当該者が用いる当該設備は、太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもののみならず、第二種複数太陽光発電設備設置事業を営む者が当該認定を受けた場合については、当該者が用いる当該設備は、太陽光発電設備であって、その出力が五十キロワット以上二百五十キロワット未満のもののみならず。

ホ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに從う。

12 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、そ

の出力が十キロワット以上二百五十キロワット未満のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項及び第十項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び新法第九条第三項の認定の日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一 新法第九条第三項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日

イ 当該設備がみなし認定事業者に係るもの（平成二十九年三月三十一日以前に旧認定を受けたものを除く。）である場合であつて、平成二十八年七月三十一日以前に当該設備に係る接続契約が締結された場合における次に掲げる変更の認定

(1) 当該設備に係る調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定

(i) 太陽電池に係る変更の認定

(ii) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合、出力を増加させる変更であつて増加後の出力が二百五十キロワット以上となる場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）

(iii) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（(i)及び(ii)に掲げる変更の認定、合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を変更しなければならない場合における当該変更の認定を除く。）

(2) 当該設備に係る調達期間の起算日以後における次に掲げる変更の認定

(i) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更又は出力を増加させる変更であつて増加後の出力が二百五十キロワット以上とな

- る変更の認定を除く。)
- (ii) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定 (i) に掲げる変更の認定又は合計出力を減少させる変更であって当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であって当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定を除く。)
- (3) 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定
- (4) 当該設備とともに設置される蓄電池に係る変更 (当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合であって、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設する変更 (当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であって当該電気を特定契約によらないで供給する場合を除く。) に限る。) の認定
- ロ 当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合 (イ) に掲げる場合を除く。) 又は当該設備が認定事業者 (みなし認定事業者を除く。以下この項において同じ。) に係るものである場合における次に掲げる変更の認定
- (1) 当該設備に係る調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定
- (i) 当該設備の出力の変更の認定 (出力を減少させる変更である場合、出力を増加させる変更であって増加後の出力が二百五十キロワット以上となる場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならぬ場合を除く。)
- (ii) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定 (i) に掲げる変更の認定、合計出力を減少させる変更であって当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であって当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を変更しなければならぬ場合における当該変更の認定を除く。)
- (2) 当該設備に係る調達期間の起算日以後における次に掲げる変更の認定
- (i) 当該設備の出力の変更の認定 (出力を減少させる変更又は出力を増加させる変更であって増加後の出力が二百五十キロワット以上となる変更の認定を除く。)

- (ii) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定 (i)に掲げる変更の認定又は合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定を除く。)
- (3) 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定
- (4) 当該設備とともに設置される蓄電池に係る変更 (当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合であつて、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設する変更 (当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であつて当該電気を特定契約によらないで供給する場合を除く。)に限る。)の認定

一	再生可能エネルギー発電設備の区分等	新法第九条第三項の認定の日が属する期間	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
	出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの	令和二年三月三十一日以前	十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額 (当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合にあつては、十三円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額)	二十年間	〇・六六円 (当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合にあつては、一・三三円)
		令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	十三円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて	二十年間	一・三三円

備考 第七項の表中の「備考」に同じ。	二 出力が五十キロワット以上二百五十キロワット未満のもの	令和三年三月三十一日以前	得た額 十二円に消費税及び地方消費税二十年間 税の額に相当する額を加えて 得た額	〇・六六円
--------------------	---------------------------------	--------------	---	-------

13 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第六項まで、第九項及び第十一項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

- 一 新法第九条第三項の認定の日
- 二 住宅用太陽光発電出力等変更認定の日

調達価格	十九円	調達期間 十年間
備考 第十一項の表中の「備考」に同じ。		

14 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上二百五十キロワット未満のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項及び第十二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び新法第九条第三項の認定の日が属する期間の欄に於て、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

- 一 新法第九条第三項の認定の日
- 二 法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日
 - イ 当該設備に係る調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定
 - (1) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更の認定、出力を増加させる変更であつて増加後の出力が二百五十キロワット以上となる変更の認定又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない

場合における当該変更の認定を除く。)

(2) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定 (1)に掲げる変更の認定、合計出力を減少させる変更であつて当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を変更しなければならぬ場合における当該変更の認定を除く。)

ロ 当該設備に係る調達期間の起算日以後における次に掲げる変更の認定

(1) 当該設備の出力の変更の認定 (出力を減少させる変更又は出力を増加させる変更であつて増加後の出力が二百五十キロワット以上となる変更の認定を除く。)

(2) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定 (1)に掲げる変更の認定又は合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定を除く。)

ハ 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定
ニ 当該設備とともに設置される蓄電池に係る変更の認定 (当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合であつて、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設する変更 (当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であつて当該電気を特定契約によらないで供給する場合を除く。) の認定に限る。)

再生可能エネルギー発電設備の区分等	新法第九条第三項の認定の日が属する期間	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの	令和二年三月三十一日以前	十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額 (当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行	二十年間	〇.六六円 (当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第

備考 第七項の表中の「備考」に同じ。				規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合にあっては、十	五号の二に規定する基準に適合する場合にあっては、一・三三円)
		令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで	十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額)	二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額)	
二	出力が五十キロワット以上二百五十キロワット未満のもの	令和四年三月三十一日以前	十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十一年間	一・三三円

15 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第六項まで、第九項、第十一項及び第十三項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

- 一 法第九条第四項の認定の日
- 二 住宅用太陽光発電出力等変更認定の日

調達価格	十七円	調達期間	十年間
備考 第十一項の表中の「備考」に同じ。			

16 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、そ

の出力が五十キロワット以上のもので、（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る基準価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項及び第十四項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一 法第九条第四項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日

イ 当該設備に係る交付期間の起算日前における次に掲げる変更の認定

(1) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更の認定又は出力を増加させる変更であつて増加後の出力の該当する再生可能エネルギー発電設備の区分等が入札対象区分等となる場合若しくは当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合における当該変更の認定を除く。）

(2) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（(1)に掲げる変更の認定、合計出力を減少させる変更であつて当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を変更しなければならない場合における当該変更の認定を除く。）

ロ 当該設備に係る交付期間の起算日以後における次に掲げる変更の認定

(1) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更の認定又は出力を増加させる変更であつて当該増加後に当該設備が該当する再生可能エネルギー発電設備の区分等が入札対象区分等となる場合における当該変更の認定を除く。）

(2) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（(1)に掲げる変更の認定又は合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定を除く。）

ハ 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

ニ 当該設備とともに設置される蓄電池に係る変更の認定（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合であつて、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設する変更（当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測で

きる構造である場合であつて当該電気の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合又は令和四年四月一日以降に新たに法第九条第四項の認定を受けた場合を除く。）の認定に限る。）

基準価格	交付期間	〇・六六円
	二十年間	
備考	<p>イ 基準価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。</p> <p>ロ 交付期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。</p> <p>ハ 当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合（当該設備に係る旧認定の日が平成二十九年三月三十一日以前である場合又は平成二十八年八月一日以降に当該設備に係る接続契約が締結された場合に限る。）又は当該設備が認定事業者に係るものである場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開始期日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間は、交付期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期日から当該供給開始日までを除外したものとする。</p> <p>ニ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期日から供給開始日までの期間を交付期間から除く。</p> <p>ホ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格は、当該複数設備に適用される基準価格のうち、最も基準価格の低いものを適用するものとし、交付期間もこれに従う。</p>	

17 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項及び第十六項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一 法第九条第四項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日

イ 当該設備に係る調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定

(1) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更の認定又は出力を増加させる変更であつて増加後の出力の該当する再生可能エネルギー発電設備の区分等が入札対象区分等となる場合若しくは当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合における当該変更の認定を除く。）

(2) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（(1)に掲げる変更の認定、合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を変更しなければならぬ場合における当該変更の認定を除く。）

ロ 当該設備に係る調達期間の起算日以後における次に掲げる変更の認定

(1) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更の認定又は出力を増加させる変更であつて当該増加後に当該設備が該当する再生可能エネルギー発電設備の区分等が入札対象区分等となる場合における当該変更の認定を除く。）

(2) 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（(1)に掲げる変更の認定又は合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定を除く。）

ハ 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

ニ 当該設備とともに設置される蓄電池に係る変更の認定（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合であつて、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設する変更（当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であつて当該電気を特定契約によらないで供給する場合を除く。）の認定に限る。）

再生可能エネルギー発電設備の区分等	新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
-------------------	---------------------------------	------	------	----------

一	出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの	令和二年三月三十一日以前	十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合にあつては、十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間	〇・六六円（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合にあつては、一・三三円）
二	出力が五十キロワット以上のもの （入札対象区分等に該当するものを除く）	令和二年四月一日から令和五年三月三十一日まで 令和五年三月三十一日以前	十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	一・三三円 〇・六六円
備考 イ 調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。 ロ 調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。 ハ 当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合（当該設備に係る旧認定の日が平成二十九年三月三十一日以前である場合又は平成二十八					

年八月一日以降に当該設備に係る接続契約が締結された場合に限る。)又は当該設備が認定事業者に係るものである場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

二 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を調達期間から除く。

ホ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

18 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第六項まで、第九項、第十一項、第十三項及び第十五項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一 法第九条第四項の認定の日

二 住宅用太陽光発電出力等変更認定の日

調達価格	調達期間
十六円	十年間

備考 第十一項の表中の「備考」に同じ。

19 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和五年四月一日から令和五年九月三十日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のも(入札対象区分等に該当するものを除く。)に係る基準価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項及び第十七項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一 法第九条第四項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号イからニまでに掲げる変更の認定に限る。）の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	基準価格	交付期間	解体等積立基準額
一	出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの	十円	二十年間	一・三三円
二	出力が五十キロワット以上のもの	九・五円	二十年間	〇・六四円

備考

イ 基準価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。

ロ 交付期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ハ 当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合（当該設備に係る旧認定の日が平成二十九年三月三十一日以前である場合又は平成二十八年八月一日以降に当該設備に係る接続契約が締結された場合に限る。）又は当該設備が認定事業者に係るものである場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間は、交付期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ニ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間から除く。

ホ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格は、当該複数設備に適用される基準価格のうち、最も基準価格の低いものを適用するものとし、交付期間もこれに從う。

ヘ 市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であつて、法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号ニに掲げる変更の認定に限る。）の場合に適用される基準価格は、当該設備の出力に当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた基準価格を乗じた額に、太陽電池の合計出力から当該設備の出力を控除した値に再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じてそれぞれ基準価格の欄に掲げる価格を乗じた額を加え、太陽電池の合計出力で除した額とする。

20 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和五年四月一日から令和五年九月三十日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その

出力が十キロワット以上のも（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項及び前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間の欄に於いて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一 法第九条第四項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（第十七項第二号イからニまでに掲げる変更の認定に限る。）の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一	出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの	令和二年三月三十一日以前	九・五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合にあっては、十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間	〇・六四円（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合にあっては、一・三三円）
令和二年四月一日から令和五年九月			十円に消費税及び地方消	二十年間	一・三三円

二	出力が五十キロワット以上のもの (入札対象区分等に該当するものを除く)	三十日まで 令和五年九月三十日以前	費税の額に相当する額を 加えて得た額			
			九・五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	〇・六四円	

備考 第十七項の表中の「備考」に同じ。

21 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和五年十月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のもの(入札対象区分等に該当するものを除く。)に係る基準価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項及び前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一 法第九条第四項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定(第十六項第二号イからニまでに掲げる変更の認定に限る。)の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	基準価格	交付期間	解体等積立基準額
一	出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの(第三号に掲げるものを除く。)	十円	二十年間	一・三三円
二	出力が五十キロワット以上のもの(次号に掲げるものを除く。)	九・五円	二十年間	〇・六四円
三	屋根設置太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のもの	十二円	二十年間	一・一二円

備考 第十九項の表中の「備考」に同じ。

22 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和五年十月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のももの（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項及び第十九項から前項までの規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間の欄に於いて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一 法第九条第四項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（第十七項第二号イからニまでに掲げる変更の認定に限る。）の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一	出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの（第三号に掲げるものを除く。）	令和二年三月三十一日以前	九・五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合にあっては、十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間	〇・六四円（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合にあっては、一・三三円）

		令和二年四月一日から令和六年三月三十一日まで	十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	一・三三円
二	出力が五十キロワット以上のもの (次号に掲げるものを除く。)	令和六年三月三十一日以前	九・五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	〇・六四円
三	屋根設置太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のもの	令和六年三月三十一日以前	十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	一・一二円
備考 第十七項の表中の「備考」に同じ。					

23 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第六項まで、第九項、第十一項、第十三項、第十五項及び第十八項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

- 一 法第九条第四項の認定の日
- 二 住宅用太陽光発電出力等変更認定の日

調達価格	十六円	調達期間	十年間
備考			
イ 調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとし、当該設備に係る認定事業者が適格請求書発行事業者（消費税法（昭和六十二年法律第八号）第二条第一項第七号の二に規定する適格請求書発行事業者をいう。以下同じ。）である場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額、適格請求書発行事業者でない場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。			

ロ 当該設備に係る認定事業者が発電側託送供給料金の支払者である場合における調達価格は、発電側託送供給料金の支払者である場合における調達価格は、発電側託送供給料金の支払者である場合における調達価格に相当する額を加えた額とする。

ハ 調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ニ 自家発電設備等が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できない構造である場合における当該自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。

ホ 第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む者が当該認定を受けた場合については、当該者が用いる当該設備は、太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上五十キロワット未満のものとし、第二種複数太陽光発電設備設置事業を営む者が当該認定を受けた場合については、当該者が用いる当該設備は、太陽光発電設備であつて、その出力が五十キロワット以上二百五十キロワット未満のものとし、調達期間もこれに限る。

ヘ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに限る。

24 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る基準価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項及び第十九項から第二十二項までの規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に依りて、それぞれ同表の基準価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一 法第九条第四項の日の

二 法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号イからニまでに掲げる変更の認定に限る。）の日

一 出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの（第三号に掲げるものを除く。）	再生可能エネルギー発電設備の区分等 基準価格 十円	交付期間 二十年間	解体等積立基準額 〇・六〇円
---	---------------------------------	--------------	-------------------

二	出力が五十キロワット以上のもの（次号に掲げるものを除く。）	九・二円	二十年間	〇・六二円
三	屋根設置太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のもの	十二円	二十年間	一・一二円

備考

- イ 基準価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。
- ロ 当該設備に係る認定事業者が発電側託送供給料金の支払者である場合における基準価格は、発電側託送供給料金の相当する額を加えた額とする。
- ハ 交付期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。
- ニ 当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合（当該設備に係る旧認定の日が平成二十九年三月三十一日以前である場合又は平成二十八年八月一日以降に当該設備に係る接続契約が締結された場合に限る。）又は当該設備が認定事業者に係るものである場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間は、交付期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。
- ホ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間から除く。
- ヘ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格は、当該複数設備に適用される基準価格のうち、最も基準価格の低いものを適用するものとし、交付期間もこれに從う。
- ト 市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であつて、法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号二に掲げる変更の認定に限る。）の場合に適用される基準価格は、当該設備の出力に当該変更の認定前に当該設備に從前適用されていた基準価格を乗じた額に、太陽電池の合計出力から当該設備の出力を控除した値に再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に應じてそれぞれ基準価格の欄に掲げる価格を乗じ

た額を加え、太陽電池の合計出力で除した額とする。

チ 法第十条第一項の変更の認定（太陽電池の合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット以上であるもの又は当該合計出力を三パーセント以上増加させるもの（当該設備の出力を増加させる場合を除く。）に限る。）を受けた場合には、増設等に係る部分以外に適用する基準価格及び解体等積立基準額は、当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた基準価格及び解体等積立基準額とし、当該増設等に係る部分に適用する基準価格及び解体等積立基準額は、再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に於いてそれぞれ基準価格の欄に掲げる価格及び解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

25 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のも（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで及び前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一 法第九条第四項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（第十七項第二号イからニまでに掲げる変更の認定に限る。）の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一	出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの（第三号に掲げるものを除く。）	令和二年三月三十一日以前	九・二円（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合にあつては、十円）	二十年間	〇・六二円（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合にあ

		令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	十円	二十年間	つては、〇・六〇円
二	出力が五十キロワット以上のもの (次号に掲げるものを除く。)	令和七年三月三十一日以前	九・二円	二十年間	〇・六二円
三	屋根設置太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のもの	令和七年三月三十一日以前	十二円	二十年間	一・一二円
<p>備考</p> <p>イ 調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとし、当該設備に係る認定事業者が適格請求書発行事業者である場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額、適格請求書発行事業者でない場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。</p> <p>ロ 当該設備に係る認定事業者が発電側託送供給料金の支払者である場合における調達価格は、発電側託送供給料金の相当する額を加えた額とする。</p> <p>ハ 調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。</p> <p>ニ 当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合（当該設備に係る旧認定の日が平成二十九年三月三十一日以前である場合又は平成二十八年八月一日以降に当該設備に係る接続契約が締結された場合に限る。）又は当該設備が認定事業者に係るものである場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。</p> <p>ホ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を調達期間から除く。</p> <p>ヘ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場</p>					

合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

ト 法第十条第一項の変更の認定（太陽電池の合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット以上であるもの又は当該合計出力を三パーセント以上増加させるもの（当該設備の出力を増加させる場合を除く。）に限る。）を受けた場合には、増設等に係る部分以外に適用する調達価格及び解体等積立基準額は、当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた調達価格及び解体等積立基準額とし、当該増設等に係る部分に適用する調達価格及び解体等積立基準額は、再生可能エネルギー発電設備の区分等及び新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間の欄に応じてそれぞれ調達価格の欄に掲げる価格及び解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

26 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和七年四月一日から令和七年九月三十日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第六項まで、第九項、第十一項、第十三項、第十五項、第十八項及び第二十三項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一 法第九条第四項の認定の日

二 住宅用太陽光発電出力等変更認定の日

調達価格	調達期間
十五円	十年間
備考 第二十三項の表中の「備考」に同じ。	

27 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和七年四月一日から令和七年九月三十日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る基準価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項及び第二十五項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一 法第九条第四項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号イからニまでに掲げる変更の認定に限る。）の日

再生可能エネルギー発電設備の区分等	基準価格	交付期間	解体等積立基準額
一 出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの（第三号に掲げるものを除く。）	十円	二十年間	〇・六〇円
二 出力が五十キロワット以上のもの（次号に掲げるものを除く。）	八・九円	二十年間	〇・六二円
三 屋根設置太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のもの	十一・五円	二十年間	一・一二円

備考

イ 基準価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。

ロ 当該設備に係る認定事業者が発電側託送供給料金の支払者である場合における基準価格は、発電側託送供給料金の相当する額を加えた額とする。

ハ 交付期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ニ 当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合（当該設備に係る旧認定の日が平成二十九年三月三十一日以前である場合又は平成二十八年八月一日以降に当該設備に係る接続契約が締結された場合に限る。）又は当該設備が認定事業者に係るものである場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間は、交付期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ホ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間から除く。

ヘ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格は、当該複数設備に適用される基準価格のうち、最も基準価格の低いものを適用するものとし、交付期間もこれに従

う。

ト 市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であつて、法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号二に掲げる変更の認定に限る。）の場合に適用される基準価格は、当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた基準価格に別表の過積載率（当該設備に係る太陽電池の合計出力を当該設備の出力で除して得た割合をいう。以下同じ。）の欄に応じてそれぞれ同表の第一欄に掲げる率を乗じて得た額に、この表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じてそれぞれ同表の基準価格の欄に掲げる価格に別表の過積載率の欄に応じてそれぞれ同表の第二欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額とする。

チ 法第十条第一項の変更の認定（太陽電池の合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット以上であるもの又は当該合計出力を三パーセント以上増加させるもの（当該設備の出力を増加させる場合を除く。）に限る。）を受けた場合には、増設等に係る部分以外に適用する基準価格及び解体等積立基準額は、当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた基準価格及び解体等積立基準額とし、当該増設等に係る部分に適用する基準価格及び解体等積立基準額は、再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じてそれぞれ基準価格の欄に掲げる価格及び解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

28 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和七年四月一日から令和七年九月三十日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その

出力が十キロワット以上のも（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項及び前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一 法第九条第四項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（第十七項第二号イからニまでに掲げる変更の認定に限る。）の日

再生可能エネルギー発電設備の区分等	新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの（第三号に掲げるも	令和二年三月三十一日以前	八・九円（当該設備に係る再生可能エネルギー発	二十年間	〇・六二円（当該設備に係る再生可能エネル

					のを除く。)
二	出力が五十キロワット以上のもの (次号に掲げるものを除く。)	令和二年四月一日から令和七年九月三十日まで	十円	二十年間	ギ発電事業計画が施行規則第五條第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合には、十円)
三	屋根設置太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のもの	令和七年九月三十日以前	八・九円	二十年間	〇・六二円
備考	第二十五項の表中の「備考」に同じ。		十一・五円	二十年間	一・一二円

29 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和七年十月一日から令和九年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第六項まで、第九項、第十一項、第十三項、第十五項、第十八項、第二十三項及び第二十六項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一 法第九條第四項の認定の日

二 住宅用太陽光発電出力等変更認定の日

調達価格	調達期間
二十四円(調達期間が終了する日から起算して六年前の日以降にあつては、八・三元)	十年間
備考 第二十三項の表中の「備考」に同じ。	

30 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和七年十月一日から令和八年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のももの（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る基準価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項及び第二十八項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に於いて、それぞれ同表の基準価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一 法第九条第四項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号イからニまでに掲げる変更の認定に限る。）の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	基準価格	交付期間	解体等積立基準額
一	出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの（第三号に掲げるものを除く。）	十円	二十年間	〇・六〇円
二	出力が五十キロワット以上のももの（次号に掲げるものを除く。）	八・九円	二十年間	〇・六二円
三	屋根設置太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のもの	十九円（交付期間が終了する日から起算して十五年前の日以降にあつては、八・三円）	二十年間	一・一二円

備考 第二十七項の表中の「備考」に同じ。

31 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和七年十月一日から令和八年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のももの（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間の欄に於いて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額

の欄に掲げる額とする。

一 法第九条第四項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（第十七項第二号イからニまでに掲げる変更の認定に限る。）の日

備考 第二十五項の表中の「備考」に同じ。	再生可能エネルギー発電設備の区分等	新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
	出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの（第三号に掲げるものを除く。）	令和二年三月三十一日以前	八・九円（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合には、十円）	二十年間	〇・六二円（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合には、〇・六〇円）
	出力が五十キロワット以上のもの（次号に掲げるものを除く。）	令和二年四月一日から令和八年三月三十一日まで 令和八年三月三十一日以前	十円 八・九円	二十年間 二十年間	〇・六〇円 〇・六二円
屋根設置太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のもの	令和八年三月三十一日以前	十九円（調達期間が終了する日から起算して十五年前の日以降にあつては、八・三円）	二十年間	一・一二円	

32 次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に

属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る基準価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び前二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に於いて、それぞれ同表の基準価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一 法第九条第四項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号イからニまでに掲げる変更の認定に限る。）の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	基準価格	交付期間	解体等積立基準額
一	出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの（第三号に掲げるものを除く。）	九・九円	二十年間	〇・六〇円
二	出力が五十キロワット以上のもの（次号に掲げるものを除く。）	九・六円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であつて、法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号イからニまでに掲げる変更の認定に限る。以下この表において同じ。）前に当該設備に従前適用されていた基準価格（発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあつては、その額を控除して得た額。以下この表において「変更認定前価格」という。）が九・六円より低いときにあつては、変更認定前価格）	二十年間	〇・六二円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であつて、変更認定前価格が九・六円より低いときにあつては、法第十条第一項の変更の認定前に当該設備に従前適用されていた解体等積立基準額）
三	屋根設置太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のもの	十九円（交付期間が終了する日から起算して十五年前の日以降にあつては、八・三円）	二十年間	一・一二円
備考	第二十七項の表中の「備考」に同じ。			

33 次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に

属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び前三項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間の欄に依つて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一 法第九条第四項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（第十七項第二号イからニまでに掲げる変更の認定に限る。）の日

再生可能エネルギー発電設備の区分等	新法第九条第三項調達価格の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間	新法第九条第三項調達価格	調達期間	解体等積立基準額
出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの（第二号に掲げるものを除く。）	令和二年三月三十一日以前	<p>六円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であつて、法第十条第一項の変更の認定（第十七項第二号イからニまでに掲げる変更の認定に限る。以下この表において同じ。）前に当該設備に従前適用されていた調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側送供給料金に相当する額が含まれる場合にあつては、これらの額を控除して得た額。以下この表において「変更認定前価格」という。）が九・六円より低いときにあつては、変更認定前価格）（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合は、九・</p>	二十年間	<p>〇・六二円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であつて、変更認定前価格が九・六円より低いときにあつては、法第十条第一項の変更の認定前に当該設備に従前適用されていた解体等積立基準額）（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合は、〇・六〇円）</p>

備考 第二十五項の表中の「備考」に同じ。	三 屋根設置太陽光 発電設備であつ て、その出力が 十キロワット以 上のもの	令和九年三月三十 九日以前	以降にあつては、八・三円)	二十 年間	一・一二円
	二 出力が五十キロ ワット以上のもの (次号に掲げ るものを除 く。)	令和九年三月三十 九日以前	合であつて、変更認定前価格が九・六円より低いときにあつては、変更認定前価格)	二十 年間	〇・六〇円
		令和二年四月一日九・九円 から令和九年三月 三十一日まで	九円)	二十 年間	〇・六〇円

34 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、第一項から第六項まで、第九項、第十一項、第十三項、第十五項、第十八項、第二十三項、第二十六項及び第二十九項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一 法第九条第四項の認定の日

二 住宅用太陽光発電出力等変更認定の日

調達価格	調達期間
二十四円(調達期間が終了する日から起算して六年前の日以降にあつては、八・三円)	十年間

備考 第二十三項の表中の「備考」に同じ。

35 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における屋根設置太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のものに係る基準価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び第三十項から第三十三項までの規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一 法第九条第四項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号イからニまでに掲げる変更の認定に限る。）の日

基準価格	交付期間	解体等積立基準額
十九円（交付期間が終了する日から起算して十五年前の日以降にあつては、八・三円）	二十年間	一・一二円

備考

イ 基準価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。

ロ 当該設備に係る認定事業者が発電側託送供給料金の支払者である場合における基準価格は、発電側託送供給料金の相当する額を加えた額とする。

ハ 交付期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ニ 当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合（当該設備に係る旧認定の日が平成二十九年三月三十一日以前である場合又は平成二十八年八月一日以降に当該設備に係る接続契約が締結された場合に限る。）又は当該設備が認定事業者に係るものである場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間は、交付期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ホ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間から除く。

ヘ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場

合に適用される基準価格は、当該複数設備に適用される基準価格のうち、最も基準価格の低いものを適用するものとし、交付期間もこれに従う。

ト 市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であつて、法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号二に掲げる変更の認定に限る。）の場合に適用される基準価格は、当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた基準価格に別表の過積載率の欄に応じてそれぞれ同表の第一欄に掲げる率を乗じて得た額に、この表の基準価格の欄に掲げる価格に別表の過積載率の欄に応じてそれぞれ同表の第二欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額とする。

チ 法第十条第一項の変更の認定（太陽電池の合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット以上であるもの又は当該合計出力を三パーセント以上増加させるもの（当該設備の出力を増加させる場合を除く。）に限る。）を受けた場合には、増設等に係る部分以外に適用する基準価格及び解体等積立基準額は、当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた基準価格及び解体等積立基準額とし、当該増設等に係る部分に適用する基準価格及び解体等積立基準額は、基準価格の欄に掲げる価格及び解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

36 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における屋根設置太陽光発電設備であ

つて、その出力が十キロワット以上のものに係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで及び前項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一 法第九条第四項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（第十七項第二号イからニまでに掲げる変更の認定に限る。）の日

調達価格	調達期間	解体等積立基準額
------	------	----------

十九円（調達期間が終了する日から起算して十五年前の日以降にあつては、八・三元）

二十年間

一・一二円

備考

イ 調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとし、当該設備に係る認定事業者が適格請求書発行事業者である場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額、適格請求書発行事業者でない場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。

ロ 当該設備に係る認定事業者が発電側託送供給料金の支払者である場合における調達価格は、発電側託送供給料金の相当する額を加えた額とする。

ハ 調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ニ 当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合（当該設備に係る旧認定の日が平成二十九年三月三十一日以前である場合又は平成二十八年八月一日以降に当該設備に係る接続契約が締結された場合に限る。）又は当該設備が認定事業者に係るものである場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ホ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を調達期間から除く。

ヘ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに從う。

ト 法第十条第一項の変更の認定（太陽電池の合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット以上であるもの又は当該合計出力を三パーセント以上増加させるもの（当該設備の出力を増加させる場合を除く。）に限る。）を受けた場合には、増設等に係る部分以外に適用する調達価格及び解体等積立基準額は、当該変更の認定前に当該設備に從前適用されていた調達価格及び解体等積立基準額とし、当該増設等に係る部分に適用する調達価格及び解体等積立基準額は、調達価格の欄に掲げる価格及び解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

37 認定発電設備と一般送配電事業者等が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続するための工事の申込みの内容を記載した書面（当該設備

について第一号に掲げる要件を満たしており、当該書面を受領することにより一般送配電事業者等が自らの意思のみに基づいて当該電氣的な接続の予定日を決定することができる状態にあるものに限る。以下「系統連系工事着工申込書」という。）の当該一般送配電事業者等による受領（以下「系統連系工事着工申込みの受領」という。）の日が第二号に掲げる期間に属する場合における太陽光発電設備（その出力が十キロワット以上のものであつて、みなし認定事業者に係るもののうち、平成二十九年三月三十一日以前に旧認定を受け、平成二十八年七月三十一日以前に当該設

備に係る接続契約が締結されたものに限る。次項から第四十四項までにおいて同じ。）（第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで及び前二項に掲げるものを除く。）については、第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第七項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「平成三十年三月三十一日まで」とあるのは「令和二年三月三十一日まで」と、同項第二号イ(1)中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

一 系統連系工事着工申込み書を提出する時点において、次に掲げる要件（ロからニまでについては、必要な場合に限る。）を全て満たしていること。

イ 当該設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有していること。

ロ 当該設備を設置する場所について、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条第一項の農業振興地域整備計画の変更（当該設備を設置する農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更に限る。）が行われ、又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項若しくは第五条第一項の許可を受け、若しくは同法第四条第一項第七号若しくは同法第五条第一項第六号の届出（不備がないものに限る。）が行われていること。

ハ 当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について、環境影響評価又は条例に基づく環境影響評価に係る評価書の公告及び縦覧が終了していること。

ニ 当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に必要な森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項の開発行為の許可を受けていること。

二 次に掲げる当該設備の規模及び条件に応じて、それぞれ次に掲げる日

イ 出力が二千キロワット未満のもの（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について環境影響評価又は条例に基づく環境影響評価を行わなければならないものを除く。ロにおいて同じ。） 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

ロ 出力が二千キロワット以上のもの 令和元年十月一日から令和二年三月三十一日まで

38 系統連系工事着工申込みの受領の日が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第八項、第

十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項に掲げるものを除く。)については、第一項から第五項まで、第七項及び前項の規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第八項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「平成三十一年三月三十一日まで」とあるのは「令和三年三月三十一日まで」と、「二千キロワット未満のもの」とあるのは「二千キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るものうちその出力が二千キロワット以上のもの」と、同項第二号ロ(1)中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

39 系統連系工事着工申込みの受領の日が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備(第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項に掲げるものを除く。)については、第一項から第五項まで、第七項、第八項及び前二項の規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第十項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「令和二年三月三十一日まで」とあるのは「令和四年三月三十一日まで」と、「五百キロワット未満のもの」とあるのは「五百キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るものうちその出力が五百キロワット以上のもの」と、同項第二号ロ(1)中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

40 系統連系工事着工申込みの受領の日が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備(第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項に掲げるものを除く。)については、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項及び前三項の規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第十二項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「令和三年三月三十一日まで」とあるのは「令和五年三月三十一日まで」と、「二百五十キロワット未満のもの」とあるのは「二百五十キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るものうちその出力が二百五十キロワット以上のもの」と、同項第二号ロ(1)中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」と、同項の表中「二百五十キロワット未満のもの」とあるのは「二百五十キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るものうちその出力が二百五十キロワット以上のもの」とする。

41 系統連系工事着工申込みの受領の日が令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項に掲げるものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項及び第三十七項から前項までの規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第十四項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「令和四年三月三十一日まで」とあるのは「令和六年三月三十一日まで」と、「二百五十キロワット未満のもの」とあるのは「二百五十キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るものうちその出力が二百五十キロワット以上のもの」と、同項第二号イ中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」と、同項の表中「二百五十キロワット未満のもの」とあるのは「二百五十キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が二百五十キロワット以上のもの」とする。

42 系統連系工事着工申込みの受領の日が令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項に掲げるもの（令和五年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号ニに掲げる変更の認定に限る。）により第十九項、第二十一項、第二十四項、第二十七項、第三十項、第三十二項及び第三十五項の適用を受けているもの又は令和六年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（太陽電池の合計出力を増加させる変更であって当該増加が三キロワット以上であるもの若しくは当該合計出力を三パーセント以上増加させるもの（当該設備の出力を増加させる場合を除く。）に限る。）により第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項の適用を受けているものを除く。）を除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項及び第三十七項から前項までの規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第十七項（当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する場合にあっては、第十六項）の規定を適用する。この場合において、第十六項本文中「令和五年三月三十一日まで」とあるのは「令和七年三月三十一日まで」と、「（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「又はみなし認定事業者に係るものうちその出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの」と、同項第二号イ中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」と、第十七項本文中「令和五年三月三十一日まで」とあるのは「令和七年三月三十一日まで」と、

「以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上のもの」と、同項第二号イ中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」と、同項の表中「以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上のもの」とする。

43 系統連系工事着工申込みの受領の日が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第二十一項、第二十二項、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項に掲げるもの（令和五年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号ニに掲げる変更の認定に限る。）により第二十一項、第二十四項、第二十七項、第三十項、第三十二項及び第三十五項の適用を受けているもの又は令和六年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（太陽電池の合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット以上であるもの若しくは当該合計出力を三パーセント以上増加させるもの（当該設備の出力を増加させる場合を除く。）に限る。）により第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項の適用を受けているものを除く。）を除外する。第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項、第二十項及び第三十七項から前項までの規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第二十二項（当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する場合にあつては、第二十一項）の規定を適用する。この場合において、第二十一項本文中「令和六年三月三十一日まで」とあるのは「令和八年三月三十一日まで」と、「以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上のもの」と、同項第二号中「第十六項第二号イからニまでに掲げる変更の認定」とあるのは「第十六項第二号イからニまでに掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」と、第二十二項本文中「令和六年三月三十一日まで」とあるのは「令和八年三月三十一日まで」と、「以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上のもの」と、同項第二号中「第十七項第二号イからニまでに掲げる変更の認定」とあるのは「第十七項第二号イからニまでに掲げる変更の認定」とする。

44 系統連系工事着工申込みの受領の日が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項に掲げるもの（次の各号に掲げるものを除く。）を除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで及び第三十七項から前項までの規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該

設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第二十五項（当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する場合にあっては、第二十四項）の規定を適用する。この場合において、第二十四項本文中「令和七年三月三十一日まで」とあるのは「令和九年三月三十一日まで」と、「以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上のもの」と、同項第二号中「第十六項第二号イからニまでに掲げる変更の認定」とあるのは「第十六項第二号イからニまでに掲げる変更の認定」とあるのは「令和九年三月三十一日まで」と、「以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上のもの」と、同項第二号中「第十七項第二号イからニまでに掲げる変更の認定」とあるのは「第十七項第二号イからニまでに掲げる変更の認定」とする。

一 令和六年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号ニに掲げる変更の認定に限る。）により第二十四項、第二十七項、第三十項、第三十二項及び第三十五項の適用を受けているもの

二 令和六年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（太陽電池の合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット以上であるものの若しくは当該合計出力を三パーセント以上増加させるもの（当該設備の出力を増加させる場合を除く。）に限る。）により第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項の適用を受けているもの

三 令和八年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定により第三十二項及び第三十三項の適用を受けているもの（出力が五十キロワット以上のもの限り、屋根設置太陽光発電設備を除く。）

四 令和八年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定により第三十三項の規定の適用を受けているもの（出力が十キロワット以上五十キロワット未満のものに限り、屋根設置太陽光発電設備を除く。）（新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が令和二年三月三十一日以前であつて、当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合するものに限る。）

45 第三十七項から前項までの規定は、系統連系工事着工申込書を一般送配電事業者等に提出したみなし認定事業者が供給開始日までの間に法第十条第一項の変更の認定を申請（施行規則第九条第一項第十五号の二に基づく申請を除く。）した場合その他当該一般送配電事業者等から系統連系工事着工申込書の再度の提出を求められた場合において、当該みなし認定事業者が行った当該再度の提出に係る系統連系工事着工申込みの受領の日について準用する。

46 系統連系工事着工申込書を一般送配電事業者等に提出したみなし認定事業者が供給開始日までの間に法第十条第一項の変更の認定を申請（施行規則第九条第一項第十五号の二に基づく申請を除く。）した場合その他当該一般送配電事業者等から系統連系工事着工申込書の再度の提出を求められた場合において、当該みなし認定事業者が供給開始日までの間に当該再度の提出を行わなかったとき、又は系統連系工事着工申込書の再度の提出を行うべきであったことが供給開始日以降に判明したときは、当該供給開始日を当該再度の提出に係る系統連系工事着工申込みの受領の日とみなして、前項の規定を適用する。

47 法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る太陽光発電設備であつて、落札者の決定の日が平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合（第四十九項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該太陽光発電設備に係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の落札者を決定した入札の回の欄に於て、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

落札者を決定した入札の回	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	解体等積立基準額
第一回	法第七条第八項の規定により経済産業大臣（新法第七条第十項の規定により指定入札機関が入札業務を行う場合にあつては、指定入札機関、法第七条第十項の規定により推進機関が入札業務を行う場合にあつては、推進機関）が公表する落札者ごとの落札に係る供給価格の額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間	〇 八一円
第三回			〇 六三円
第四回			〇 五四円
第五回			〇 五二円
第六回			〇 六六円
第七回			〇 六六円
第八回			〇 六六円
第九回			〇 六六円
第十回			〇 六六円
第十一回			〇 六六円

第十二回		○	六六円
第十三回		○	六六円
第十四回		○	六六円
第十五回		○	六六円
第十六回		○	六六円
第十七回		○	六四円
第十八回		○	六四円
第十九回		○	六四円

備考

- イ 交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。
- ロ 当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。
- ハ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。
- ニ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。
- ホ 第二回入札は、落札者として決定された者がなく、調達価格等及び解体等積立基準額がない。

48 法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る太陽光発電設備であって、落札者の決定の日が令和六年四月一日から令和九年三月三十一日

までの間に属する場合（次項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該太陽光発電設備に係る基準価格等又

は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の落札者を決定した入札の回の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

落札者を決定した入札の回	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	解体等積立基準額
第二十回	法第七条第八項の規定により経済産業大臣（法第七条第十項の規定により推進機関が入札業務を行う場合にあつては、推進機関）が公表する落札者	二十年間	〇・六二円
第二十一回	ことこの落札に係る供給価格の額		
第二十二回			
第二十三回			
第二十四回			
第二十五回			
第二十六回			
第二十七回			
第二十八回			
第二十九回			
第三十回			
第三十一回			

備考

イ 当該設備に係る認定事業者が適格請求書発行事業者である場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額、適格請求書発行事業者でない場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。

ロ 当該設備に係る認定事業者が発電側託送供給料金の支払者である場合における基準価格又は調達価格は、発電側託送供給料金の相当する額を加えた額とする。

ハ 交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ニ 当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ホ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。

ヘ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

49 次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定

イ 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更の認定又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合における当該変更の認定を除く。）

ロ 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（イに掲げる変更の認定、合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を変更しなければならない場合における当該変更の認定を除く。）

二 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日以後における次に掲げる変更の認定

イ 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更の認定を除く。）

ロ 当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（イに掲げる変更の認定又は合計出力を減少させる変更であつて当該減少が当該合計出力

の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定を除く。）

三 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

四 当該設備とともに設置される蓄電池に係る変更の認定（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合であつて、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設する変更（当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であつて当該電気を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該電気の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合又は令和四年四月一日以降に新たに法第九条第四項の認定を受けた場合であつて当該設備で発電された電気を市場取引等によつて供給する場合を除く。）の認定に限る。）

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	解体等積立基準額
<p>法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の太陽光発電設備に係る入札において二十年間て適用された供給価格上限額（以下この表において「直近入札供給価格上限額」という。）と、法第十条第一項の変更の認定（この項各号に掲げる変更の認定に限る。）前に当該太陽光発電設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格（以下この表において「変更認定前価格」という。）のうち、いずれか低い額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）</p>		<p>直近入札供給価格上限額と変更認定前価格のうち、いずれか低い額における解体等積立基準額</p>
備考		
イ 交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。		
ロ 当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。		
ハ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。		
ニ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場		

合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

ホ 市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であつて、法第十条第一項の変更の認定（この項第四号に掲げる変更の認定に限る。）の場合に適用される基準価格は、当該設備の出力に当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた基準価格を乗じた額に、太陽電池の合計出力から当該設備の出力を控除した値に基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格を乗じた額を加え、太陽電池の合計出力で除した額とする。

50 前項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	解体等積立基準額
<p>法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の太陽光発電設備に係る入札において二十年間適用された供給価格上限額（以下この表において「直近入札供給価格上限額」という。）と、法第十条第一項の変更の認定（前項各号に掲げる変更の認定に限る。）前に当該太陽光発電設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあつては、これらの額を控除して得た額。以下この表において「変更認定前価格」という。）のうち、いずれか低い額</p>		<p>直近入札供給価格上限額と変更認定前価格のうち、いずれか低い額における解体等積立基準額</p>
備考		
<p>イ 当該設備に係る認定事業者が適格請求書発行事業者である場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額、適格請求書発行事業者でない場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。</p>		
<p>ロ 当該設備に係る認定事業者が発電側託送供給料金の支払者である場合における基準価格又は調達価格は、発電側託送供給料金に相当する額を加えた額とする。</p>		
<p>ハ 交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。</p>		

ニ 当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ホ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。

ヘ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

ト 市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であつて、法第十条第一項の変更の認定（前項第四号に掲げる変更の認定に限る。）の場合に適用される基準価格は、当該設備の出力に当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた基準価格を乗じた額に、太陽電池の合計出力から当該設備の出力を控除した値に基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格を乗じた額を加え、太陽電池の合計出力で除した額とする。

チ 法第十条第一項の変更の認定（太陽電池の合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット以上であるもの又は当該合計出力を三パーセント以上増加させるもの（当該設備の出力を増加させる場合を除く。）に限る。）を受けた場合には、増設等に係る部分以外に適用する基準価格又は調達価格及び解体等積立基準額は、当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格及び解体等積立基準額とし、当該増設等に係る部分に適用する基準価格又は調達価格及び解体等積立基準額は、基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

51 第四十九項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	解体等積立基準額
法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の太陽光発電設備に係る入札において	二十年間	直近入札供給価格上限額

て適用された供給価格上限額（以下この表において「直近入札供給価格上限額」という。）と、法第十條第一項の変更の認定（第四十九項各号に掲げる変更の認定に限る。）前に当該太陽光発電設備に
従前適用されていた基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給
料金に相当する額が含まれる場合にあつては、これらの額を控除して得た額。以下この表において
「変更認定前価格」という。）のうち、いずれか低い額

と変更認定前価格のうち、いずれか低い額における解体等積立基準額

備考

- イ 当該設備に係る認定事業者が適格請求書発行事業者である場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額、適格請求書発行事業者でない場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。
- ロ 当該設備に係る認定事業者が発電側託送供給料金の支払者である場合における基準価格又は調達価格は、発電側託送供給料金に相当する額を加えた額とする。
- ハ 交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。
- ニ 当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。
- ホ 法第九條第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。
- ヘ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。
- ト 市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合であつて、法第十條第一項の変更の認定（第四十九項第四号に掲げる変更の認定に限る。）の場合に適用される基準価格は、当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた基準価格に別表の過積載率の欄に応じてそれぞれ同表の第一欄に掲げる率を乗じて得た額に、この基準価格の欄に掲げる価格に別表の過積載率の欄に応じてそれぞれ同表の第二欄に掲げる率

を乗じて得た額を加えた額とする。

チ 法第十条第一項の変更の認定（太陽電池の合計出力を増加させる変更であつて当該増加が三キロワット以上であるもの又は当該合計出力を三パーセント以上増加させるもの（当該設備の出力を増加させる場合を除く。）に限る。）を受けた場合には、増設等に係る部分以外に適用する基準価格又は調達価格及び解体等積立基準額は、当該変更の認定前に当該設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格及び解体等積立基準額とし、当該増設等に係る部分に適用する基準価格又は調達価格及び解体等積立基準額は、基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

52 法第二条の七第一項の規定に基づき一時調達契約を締結した太陽光発電設備に係る一時契約期間において適用される解体等積立基準額は、当該

設備に従前適用されていた解体等積立基準額と同額とする。

（風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等）

第三条 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十四年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る調達価格等は、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一 当該設備に係る接続契約の申込みの内容（当該契約に係る再生可能エネルギー発電設備の仕様、設置場所及び接続箇所並びに当該申込みを撤回した場合にその相手方である一般送配電事業者等が当該申込みの内容の検討に要した費用について、当該申込みを行った者が支払うことに同意する旨の内容を含むものに限る。以下同じ。）を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日

二 旧認定の日

三 当該設備に係る調達期間の起算日前の旧変更認定（平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において行われた当該設備の大幅な出力の変更（当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定に限る。）の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	出力が二十キロワット未満のもの	五十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間

二	出力が二十キロワット以上のもの	二十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
---	-----------------	--------------------------------	------

備考

イ 調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。

ロ 調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ハ 当該設備に係る供給開始日が運転開始期日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から、当該運転開始期日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ニ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに從う。

2 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る調達価格等は、前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一 当該設備に係る接続契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日

二 旧認定の日

三 当該設備に係る調達期間の起算日前の旧変更認定（当該設備の出力の変更であつて、大幅な出力変更の認定に限る。）の日

一	出力が二十キロワット未満のもの	五十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
二	出力が二十キロワット以上のもの（次号に掲げるものを除く。）	二十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
三	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
三	洋上風力発電設備であつて、その出力が二十キロワット以上のもの	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間

の

えて得た額

備考 前項の表中の「備考」に同じ。

3 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であつて、その出力が二十キロワット未満のものに係る調達価格等は、前二項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一 新法第九条第三項の認定の日

二 当該設備に係る調達期間の起算日前の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更であつて、大幅な出力変更の認定に限る。）の日

調達価格

調達期間

五十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額

二十年間

備考 第一項の表中の「備考」に同じ。

4 次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であつて、その出力が二十キロワット以上のものに係る調達価格等は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に於いて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一 新法第九条第三項の認定の日

二 当該設備に係る調達期間の起算日前の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更（大幅な出力変更に限る。）の認定又は次の表第一号若しくは第三号に掲げる設備の再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更の認定に限る。）の日

再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間
一 出力が二十キロワット以上のもの（次号及び第三号に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成二十九年九月三十日まで	二十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
	平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日まで	二十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	

二	洋上風力発電設備であつて、その出力が二十キロワット以上のもの（次号に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
三	特定風力発電設備であつて、その出力が二十キロワット以上のもの	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	十八円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間

備考 第一項の表中の「備考」に同じ。

5 次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

- 一 新法第九条第三項の認定の日
- 二 法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日
 - イ 当該設備に係る調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定
 - (1) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）
 - (2) 次の表第一号又は第四号に掲げる設備の再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更の認定

ロ 当該設備に係る調達期間の起算日以後における出力の変更の認定（出力を減少させる変更の認定を除く。）

ハ 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

一	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間
	風力発電設備（次の各号に掲げるものを除く。）	平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	二十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
		平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	

	令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	十八円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	
二 洋上風力発電設備（次号及び第四号に掲げるものを除く。）	平成三十年四月一日から令和二年三月三十一日まで	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
三 浮体式洋上風力発電設備（次号に掲げるものを除く。）	平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日まで	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
四 特定風力発電設備	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
備考 イ 調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。 ロ 調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。 ハ 当該設備が平成三十年四月一日以降に新法第九条第三項の認定を受けた認定事業者に係るものである場合であって、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。 ニ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。		十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	

6 次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じ、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一 新法第九条第三項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日

イ 当該設備に係る調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定

- (1) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更であつて当該設備の出力の二十パーセント未満である場合、次の表第一号に掲げる設備の出力を増加させる変更であつて増加後の出力が二百五十キロワット以上となる場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）
- (2) 次の表第一号又は第四号に掲げる設備の再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更の認定

ロ 当該設備に係る調達期間の起算日以後における出力の変更の認定（出力を減少させる場合又は次の表第一号に掲げる設備の出力を増加させる変更であつて増加後の出力が二百五十キロワット以上となる場合を除く。）

ハ 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	出力が二百五十キロワット未満のもの（次号から第四号までに掲げるものを除く）	十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
二	洋上風力発電設備（次号及び第四号に掲げるものを除く）	三十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
三	浮体式洋上風力発電設備（次号に掲げるものを除く。）	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
四	特定風力発電設備	十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
備考	第五項の表中の「備考」に同じ。		

7 次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分

等及び価格決定日が属する期間の欄に於いて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。

一 法第九条第四項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日

イ 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日前における次に掲げる変更の認定

(1) 当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合、次の表第一号に掲げる設備の出力を増加させる変更であつて増加後の出力の該当する再生可能エネルギー発電設備の区分等が入札対象区分等となる場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならぬ場合における当該変更の認定を除く。）

(2) 次の表第一号又は第四号に掲げる設備の再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更の認定

ロ 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日以後における出力の変更の認定（出力を減少させる変更の認定又は次の表第一号に掲げる設備の出力を増加させる変更であつて増加後の出力の該当する再生可能エネルギー発電設備の区分等が入札対象区分等となる場合における当該変更の認定を除く。）

ハ 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定		再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
一	風力発電設備（次号から第四号までに掲げるもの及び入札対象区分等に該当するものを除く。）	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	十六円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間	
	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	十五円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）			

二	洋上風力発電設備（次号及び第四号に掲げるものを除く。）	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	二十九円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間
三	浮体式洋上風力発電設備（次号に掲げるものを除く。）	令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで	三十六円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間
四	特定風力発電設備	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	十四円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間
備考	<p>イ 基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。</p> <p>ロ 交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。</p> <p>ハ 当該設備が平成三十年四月一日以降に新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定を受けた認定事業者に係るものである場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開始日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。</p> <p>ニ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。</p> <p>ホ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場</p>			

合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

8 次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に於いて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。

一 法第九条第四項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（前項第二号イからハまでに掲げる変更の認定に限る。）の日

再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
一 風力発電設備（次号及び第三号に掲げるもの並びに入札対象区分等に該当するものを除く。）	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	十四円 十三円 十四円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であつて、法第十条第一項の変更の認定（前項第二号イからハまでに掲げる変更の認定に限る。）前に当該設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあつては、これらの額を控除して得た額。以下この表において「変更認定前価格」という。）が十四円より低いときにあつては、変更認定前価格）	二十年間

	令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	十三・七円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であつて、変更認定前価格が十三・七円より低いときにあつては、変更認定前価格）	
二 浮体式洋上風力発電設備（次号に掲げるものを除く。）	令和六年四月一日から令和十年三月三十一日まで	三十六円	二十年間
三 特定風力発電設備	令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで	十二円	二十年間
	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	十三円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であつて、変更認定前価格が十三円より低いときにあつては、変更認定前価格）	
備考	イ 基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとし、当該設備に係る認定事業者が適格請求書発行事業者である場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額、適格請求書発行事業者でない場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。		
	ロ 当該設備に係る認定事業者が発電側託送供給料金の支払者である場合における基準価格又は調達価格は、発電側託送供給料金の相当する額を加えた額とする。		
ハ	交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。		
ニ	当該設備が平成三十年四月一日以降に新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定を受けた認定事業者に係るものである場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。		
ホ	法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。		
ヘ	複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場		

合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

9 法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る風力発電設備であつて、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が令和二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合（第十一項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該風力発電設備に係る基準価格等又は調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

<p>基準価格又は調達価格</p> <p>法第七条第八項の規定により経済産業大臣（新法第七条第十項の規定により指定入札機関が入札業務を行う場合にあつては、指定入札機 関、法第七条第十項の規定により推進機関が入札業務を行う場合にあつては、推進機関）が公表する落札者ごとの落札に係る供給価格の 額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）</p>	<p>交付期間又 は調達期間</p>
<p>二十年間</p>	

備考

- イ 交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。
- ロ 当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。
- ハ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。
- ニ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

10 法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る風力発電設備であつて、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合（次項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該

風力発電設備に係る基準価格等又は調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準価格又は調達価格

法第七条第八項の規定により経済産業大臣（法第七条第十項の規定により推進機関が入札業務を行う場合にあつては、推進機関）が公表する落札者ごとの落札に係る供給価格の額	交付期間又は調達期間は二十年間
--	-----------------

備考

- イ 当該設備に係る認定事業者が適格請求書発行事業者である場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額、適格請求書発行事業者でない場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。
- ロ 当該設備に係る認定事業者が発電側託送供給料金の支払者である場合における基準価格又は調達価格は、発電側託送供給料金の相当する額を加えた額とする。
- ハ 交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。
- ニ 当該設備に係る供給開始日が運転開始期日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期日までの期間を除いたものとする。
- ホ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。
- ヘ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

11 次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であつて、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一 当該設備に係る調達期間の起算日前における出力の変更の認定（出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設

備の出力の二十パーセント未満である場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならぬ場合を除く。）

二 当該設備に係る調達期間の起算日以後における出力変更の認定（出力を減少させる変更の認定を除く。）

三 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

基準価格又は調達価格

法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、法第二十条第一項の変更の認定（この項各号に掲げる変更の認定に限る。）前に当該風力発電設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格のうち、いずれか低い額（調達価格は消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）

備考 第九項の表中の「備考」に同じ。

12 前項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であつて、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準価格又は調達価格

交付期間又は調達期間

法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、法第二十条第一項の変更の認定（前項各号に掲げる変更の認定に限る。）前に当該風力発電設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあつては、これらの額を控除して得た額）のうち、いずれか低い額

備考

イ 当該設備に係る認定事業者が適格請求書発行事業者である場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額、適格請求書発行事業者でない場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。

ロ 当該設備に係る認定事業者が発電側託送供給料金の支払者である場合における基準価格又は調達価格は、発電側託送供給料金に相当する額を

加えた額とする。

ハ 交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ニ 当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ホ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。

ヘ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

13 選定事業者が提出した公募占用計画に関する風力発電設備であって、公募開始日が令和七年三月三十一日以前に属する場合における当該風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準価格又は調達価格

交付期間又は調達期間

整備法第二十条第二項の規定に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣が公示する選定事業者ごとの選定に係る公募占用計画に記載された二十年間供給価格の額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間
--	------

備考

イ 当該設備に係る認定事業者が発電側託送供給料金の支払者である場合における基準価格又は調達価格は、発電側託送供給料金の相当する額を加えた額とする。

ロ 交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ハ 当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ニ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。

ホ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

14 選定事業者が提出した公募占用計画に関する風力発電設備であって、次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和七年四月一日以降に属する場合における当該風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

- 一 公募開始日
- 二 選定事業者が整備法第二十一条第二項の公募占用計画（公募開始日が令和七年三月三十一日以前のものに限る。）の変更の認定（整備法第十条第二項第六号に掲げる事項に係る変更の認定に限る。）を受けた日

<p>基準価格又は調達価格</p> <p>整備法第二十条第二項の規定に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣が公示する選定事業者ごとの選定に係る公募占用計画に記載された二十年間供給価格の額</p> <p>備考</p> <p>イ 当該設備に係る認定事業者が資格請求書発行事業者である場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額、適格請求書発行事業者でない場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。</p> <p>ロ 当該設備に係る認定事業者が発電側託送供給料金の支払者である場合における基準価格又は調達価格は、発電側託送供給料金の相当する額を加えた額とする。</p> <p>ハ 交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。</p> <p>ニ 当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の</p>	<p>交付期間又は調達期間</p>
---	-------------------

欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ホ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。

ヘ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

ト 当該設備に係る特定物価変動率が百分の九十九以下又は百分の百一以上である場合の基準価格又は調達価格は、基準価格又は調達価格の欄に掲げる額に当該特定物価変動率に係る特定物価調整率を乗じて得た額とする。

(水力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等)

第四条 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十四年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に属する場合における水力発電設備に係る調達価格等は、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じ、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

- 一 当該設備に係る接続契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日
- 二 旧認定の日
- 三 当該設備に係る調達期間の起算日前の旧変更認定（平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において行われた当該設備

の大幅な出力の変更（当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定に限る。）の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	出力が二百キロワット未満のもの	三十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
二	出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの	二十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加	二十年間

	出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの	えて得た額	
三	出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
備考	<p>イ 調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。</p> <p>ロ 調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。</p> <p>ハ 当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から、当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。</p> <p>ニ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに從う。</p>		

2 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に属する場合における水力発電設備に係る調達価格等は、前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一	当該設備に係る接続契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日		
二	旧認定の日		
三	当該設備に係る調達期間の起算日前の旧変更認定（当該設備の出力の変更であつて、大幅な出力変更の認定に限る。）の日	調達価格	調達期間
一	再生可能エネルギー発電設備の区分等	三十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
二	出力が二百キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	二十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	
二	特定水力発電設備であつて、その出力が二百キロワット未満のもの	えて得た額	二十年間

三	出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	二十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
四	特定水力発電設備であつて、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの	二十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
五	出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
六	特定水力発電設備であつて、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの	十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
備考 前項の表中の「備考」に同じ。			

3 次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における水力発電設備に係る基準価格等又は調達価格等は、前二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に依りて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。

- 一 新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日
- 二 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日前の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合、出力を増加させる変更であつて当該増加後に当該設備が該当する次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格が当該変更前の当該設備に係る基準価格又は調達価格より高い場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならぬ場合を除く。）の認定又は次の表各号に掲げる設備の再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更（当該設備の出力のみの変更によるものを除く。）の認定に限る。）の日

三 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日以後の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を増加させる変更であつて当該増加後に当該設備が該当する次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格が当該変更前の

当該設備に係る基準価格又は調達価格より高い場合又は出力を減少させる場合を除く。)の認定に限る。)の日

四 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
一	出力が二百キロワット未満のもの(次号に掲げるものを除く。)	平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日まで	三十四円(調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額)	二十年間
二	特定水力発電設備であつて、その出力が二百キロワット未満のもの	平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日まで	二十五円(調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額)	二十年間
三	出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの(次号に掲げるものを除く。)	平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日まで	二十九円(調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額)	二十年間
四	特定水力発電設備であつて、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの	平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日まで	二十一円(調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額)	二十年間
五	出力が千キロワット以上五千キロワット未満のもの(次号に掲げるものを除く。)	平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日まで	二十七円(調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額)	二十年間
六	特定水力発電設備であつて、その出力が千キロワット以上五千キロワット未満のもの	平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日まで	十五円(調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額)	二十年間

	七	出力が五千キロワット以上三万キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成二十九年九月三十日まで	えて得た額
	八	特定水力発電設備であつて、その出力が五千キロワット以上三万キロワット未満のもの	平成二十九年四月一日から令和五年三月三十一日まで	十二円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）
備考	イ	基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	九円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）
ニ	ロ	交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。		
	ハ	当該設備が平成三十年四月一日以降に新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定を受けた認定事業者に係るものである場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。		
	ニ	法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するもの		

として同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。

ホ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

4 次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における水力発電設備に係る基準価格等又は調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。

一 法第九条第四項の認定の日

二 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日前の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合、出力を増加させる変更であつて当該増加後に当該設備が該当する次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格が当該変更前の当該設備に係る基準価格又は調達価格より高い場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならぬ場合を除く。）の認定又は次の表各号に掲げる設備の再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更（当該設備の出力のみの変更によるものを除く。）の認定に限る。）の日

三 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日以後の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を増加させる変更であつて当該増加後に当該設備が該当する次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格が当該変更前の当該設備に係る基準価格又は調達価格より高い場合又は出力を減少させる場合を除く。）の認定に限る。）の日

四 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定の日

再生可能エネルギー発電設備の区分等

価格決定日が属する期間

基準価格又は調達価格

交付期間又は調

備考

イ 基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとし、当該設備に係る認定事業者が適格請求書発行事業者である場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額、適格請求書発行事業者でない場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。

ロ 当該設備に係る認定事業者が発電側託送供給料金の支払者である場合における基準価格又は調達価格は、発電側託送供給料金の支払者に相当する額を加えた額とする。

ハ 交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ニ 当該設備が平成三十年四月一日以降に新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定を受けた認定事業者に係るものである場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ホ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。

ヘ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

(地熱発電設備に係る基準価格等及び調達価格等)

第五条 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十四年七月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に属する場合における地熱発電設備に係る調達価格等は、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一 当該設備に係る接続契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日

二 旧認定の日

三 当該設備に係る調達期間の起算日前の旧変更認定（平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において行われた当該設備の大幅な出力の変更（当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定又は平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において行われた当該設備の出力の変更であつて、大幅な出力変更の認定に限る。）の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	出力が一万五千ワット未満のもの	四十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	十五年間
二	出力が一万五千ワット以上のもの	二十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	十五年間
備考	<p>イ 調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。</p> <p>ロ 調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。</p> <p>ハ 当該設備に係る供給開始日が運転開始期日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から、当該運転開始期日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。</p> <p>ニ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに從う。</p>		

2 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における地熱発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に於いて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。

- 一 新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日
- 二 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日前の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更であつて当

該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定又は次の表各号に掲げる設備の再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更（当該設備の出力のみの変更によるものを除く。）の認定に限る。）の日

三 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日以後の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更を除く。）の認定に限る。）の日

四 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
一	出力が一万五千ワット未満のもの（次号及び第三号に掲げるものを除く。）	四十円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	十五年間
二	第一種特定地熱発電設備であつて、その出力が一万五千ワット未満のもの	三十円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	十五年間
三	第二種特定地熱発電設備であつて、その出力が一万五千ワット未満のもの	十九円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	十五年間
四	出力が一万五千ワット以上のもの（次号及び第六号に掲げるものを除く。）	二十六円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	十五年間
五	第一種特定地熱発電設備であつて、その出力が一万五千ワット以上のもの	二十円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	十五年間
六	第二種特定地熱発電設備であつて、その出力が一万五千ワット以上のもの	十二円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	十五年間

備考

イ 基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。

ロ 交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ハ 当該設備が平成三十年四月一日以降に新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定を受けた認定事業者に係るものである場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ニ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。

ホ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

3 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に属する場合における地熱発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に於いて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。

一 法第九条第四項の認定の日

二 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日前の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定又は次の表各号に掲げる設備の再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更（当該設備の出力のみの変更によるものを除く。）の認定に限る。）の日

三 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日以後の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更を除く。）の認定に限る。）の日

四 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
一	出力が一万五千ワット未満のもの（次号及び第三号に掲げるものを除く。）	四十円	十五年間
二	第一種特定地熱発電設備であつて、その出力が一万五千ワット未満のもの	三十円	十五年間
三	第二種特定地熱発電設備であつて、その出力が一万五千ワット未満のもの	十九円	十五年間
四	出力が一万五千ワット以上のもの（次号及び第六号に掲げるものを除く。）	二十六円	十五年間
五	第一種特定地熱発電設備であつて、その出力が一万五千ワット以上のもの	二十円	十五年間
六	第二種特定地熱発電設備であつて、その出力が一万五千ワット以上のもの	十二円	十五年間
備考	<p>イ 基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとし、当該設備に係る認定事業者が適格請求書発行事業者である場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額、適格請求書発行事業者でない場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。</p> <p>ロ 当該設備に係る認定事業者が発電側託送供給料金の支払者である場合における基準価格又は調達価格は、発電側託送供給料金の相当する額を</p>		

加えた額とする。

ハ 交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ニ 当該設備が平成三十年四月一日以降に新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定を受けた認定事業者に係るものである場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ホ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。

ヘ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

4 次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に属する場合における地熱発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前三項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。

一 法第九条第四項の認定の日

二 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日前の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定又は次の表各号に掲げる設備の再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更（当該設備の出力のみの変更によるものを除く。）の認定に限る。）の日

三 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日以後の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更を除く。）の認定に限る。）の日

四 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定の

再生可能エネルギー発電設備の区分等	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
一 出力が千キロワット未満のもの（次号及び第三号に掲げるものを除く。）	四十円	十五年間
二 第一種特定地熱発電設備であつて、その出力が千キロワット未満のもの	三十円	十五年間
三 第二種特定地熱発電設備であつて、その出力が千キロワット未満のもの	十九円	十五年間
四 出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの（次号及び第六号に掲げるものを除く。）	二十九分の千七百七十四から再生可能エネルギー発電設備の出力（キロワットで表した量をいう。以下この項において同じ。）に二万九千分の十四を乗じて得た額を控除して得た額（価格決定日がこの項第二号から第四号までに掲げる日のいずれかである場合であつて、法第十条第一項の変更の認定（この項第二号から第四号までに掲げる変更の認定に限る。）前に当該設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあつては、これらの額を控除して得た額。以下この表において「変更認定前価格」という。）が二十九分の千七百七十四から再生可能エネルギー発電設備の出力に二万九千分の十四を乗じて得た額を控除して得た額より低いときにあつては、変更認定前価格）	十五年間
五 第一種特定地熱発電設備であつて、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの	二十九分の八百八十から再生可能エネルギー発電設備の出力に二万九千分の十を乗じて得た額を控除して得た額（価格決定日がこの項第二号から第四号までに掲げる日のいずれかである場合であつて、変更認定前価格が二十九分の八百八十から再生可能エネルギー発電設備の出力に二万九千分の十を乗じて得た額を控除して得た額より低いときにあつては、変更認定	十五年間

	前価格	
六 第二種特定地熱発電設備であつて、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの	二十九分の五百五十八から再生可能エネルギー発電設備の出力に二万九千分の七を乗じて得た額を控除して得た額（価格決定日がこの項第二号から第四号までに掲げる日のいずれかである場合であつて、変更認定前価格が二十九分の五百五十八から再生可能エネルギー発電設備の出力に二万九千分の七を乗じて得た額を控除して得た額より低いときにあつては、変更認定前価格）	十五年間
七 出力が三万キロワット以上のもの（次号及び第九号に掲げるものを除く。）	二十六円	十五年間
八 第一種特定地熱発電設備であつて、その出力が三万キロワット以上のもの	二十円	十五年間
九 第二種特定地熱発電設備であつて、その出力が三万キロワット以上のもの	十二円	十五年間
備考 前項の表中の「備考」に同じ。		

（バイオマス発電設備に係る基準価格等及び調達価格等）

第六条 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十四年七月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電

設備に係る調達価格等は、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

- 一 当該設備に係る接続契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日
- 二 旧認定の日

三 当該設備に係る調達期間の起算日前の旧変更認定（平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において行われた当該設備の大幅な出力の変更（当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定又は平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において行われた当該設備の出力の変更であつて、大幅

な出力変更の認定に限る。)の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備	三十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
二	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス(輸入されたものを除く。)を電気に変換する設備(前号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。)	三十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
三	木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス(当該農産物に由来するものに限る。)を電気に変換する設備(第一号、前号及び次号に掲げる設備並びに一般廃棄物発電設備を除く。)	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
四	建設資材廃棄物を電気に変換する設備(第一号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。)	十三円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
五	一般廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備及び第一号から前号までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備	十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
備考	<p>イ 調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。</p> <p>ロ 調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。</p> <p>ハ 当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から、当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。</p> <p>ニ 木質バイオマスのうち、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン(平成二十四年六月十八日)」に準拠して分別管理が行われたことが確認されないものについては、建設資材廃棄物とみなす。</p>		

ホ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

2 次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電設備に係る調達価格等は、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に依りて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

- 一 当該設備に係る接続契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日
- 二 旧認定の日

三 当該設備に係る調達期間の起算日前の旧変更認定（当該設備の出力の変更（大幅な出力変更に限る。）の認定又は次の表第二号若しくは第三号に掲げる設備の出力の変更（大幅な出力変更を除く。）であって、再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更を伴うものの認定に限る。）の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	バイオマスを発酵させることによつて得られるメタンを電気に変換する設備	三十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
二	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（前号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。次号において同じ。）であつて、その出力が二千キロワット未満のもの	四十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
三	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備であつて、その出力が二千キロワット以上のもの	三十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
四	木質バイオマス又は農産物の収穫に伴つて生じるバイオマス（当	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加	二十年間

	該農産物に由来するものに限る。)を電気に変換する設備(第一号から前号まで及び次号に掲げる設備並びに一般廃棄物発電設備を除く。)		えて得た額
五	建設資材廃棄物を電気に変換する設備(第一号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。)		十三円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額
六	一般廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備及び第一号から前号までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備		十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額
備考	前項の表中の「備考」に同じ。		

3 次に掲げる日のうちいずれか遅い日(以下この項において「価格決定日」という。)が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電設備に係る調達価格等は、前二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に於いて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

- 一 新法第九条第三項の認定の日
- 二 当該設備に係る調達期間の起算日前の法第十条第一項の変更の認定(当該設備の出力の変更(大幅な出力変更に限る。))の認定又は次の表第二号若しくは第三号に掲げる設備の出力の変更(大幅な出力変更を除く。)であつて、再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更を伴うものの認定に限る。)の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間
一	バイオマスを発酵させることによつて得られるメタンを電気に変換する設備	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	三十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
二	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス(輸入されたものを除く。)を電気に変換する設備(前号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。次号において同	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	四十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間

4 次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成三十年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電設備に係る基準価格等及び調達価格等（第二号ハに掲げる変更の認定の日が価格決定日となる場合）にあっては、当該変更の認定に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等に係るものに限る。）は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に於いて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。

一 新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日

イ 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日前における出力の変更（出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合、出力を増加させる変更であつて当該増加後に当該設備が該当する次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格が当該変更前の当該設備に係る基準価格又は調達価格より高い場合、出力を増加させる変更であつて当該増加後に当該設備が該当する再生可能エネルギー発電設備の区分等が入札対象区分等となる場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定

ロ 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日以後における出力の変更（出力を増加させる変更であつて、当該増加後に当該設備が該当する次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格が当該変更前の当該設備に係る基準価格又は調達価格より高い場合若しくは当該増加後に当該設備が該当する再生可能エネルギー発電設備の区分等が入札対象区分等となる場合又は出力を減少させる変更を除く。）の認定

ハ 当該設備に係る次の表各号に掲げる再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更（当該設備において利用するバイオマス燃料の種類の変更によるもの）に限り、認定に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等を減ずるのみの変更を除く。）の認定

ニ 当該設備に係るバイオマス比率の変更（次に掲げる変更を除く。）

(1) バイオマス比率（複数の種類のバイオマスを用いる場合にあっては、当該バイオマスに係るバイオマス比率の合計。）において同じ。）を減少させる変更であつて当該減少が当該バイオマス比率の四十パーセント未満である場合

(2) バイオマス比率を増加させる変更であつて、バイオマス比率考慮後出力が増加がない場合又は当該設備による再生可能エネルギー電気の

供給量のうち、当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量に当該変更前のバイオマス比率（3）において「調達上限比率」という。）を乗じて得た量（4）において「調達上限量」という。）を超える部分を特定契約によらないで供給する場合又は当該供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合

(3) 調達上限比率の変更（調達上限比率を増加させる変更を除く。）

(4) 再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率を減少させる変更又は再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率を増加させる変更であつて当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量（併せて当該設備の出力を減少させる場合にあつては、当該減少前の出力を基礎とした電気の供給量）に占める当該増加に係る再生可能エネルギー電気の量（調達上限量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合又は当該供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合にあつては、当該調達上限量に含まれる部分に限る。）が二十パーセント未満である場合（バイオマス比率考慮後出力が増加がない場合に限る。）

(5) 当該設備が一般廃棄物発電設備又は産業廃棄物発電設備（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）である場合におけるバイオマス比率に係る変更

ホ 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

一	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
一	バイオマスを発酵させることによつて得られるメタンを電気に変換する設備	平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで	三十九円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間
二	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除	平成三十年四月一日から令和六年三月三十一日まで	四十円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間

<p>く。)を電気に変換する設備(前号に掲げる設備、一般廃棄物発電設備及び産業廃棄物発電設備又は石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。次号において同じ。)であつて、その出力が二千キロワット未満のもの</p>		<p>えて得た額)</p>	
<p>三 森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス(輸入されたものを除く。)を電気に変換する設備であつて、その出力が二千キロワット以上のもの</p>	<p>平成三十年四月一日から令和六年三月三十一日まで</p>	<p>三十二円(調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額)</p>	<p>二十年間</p>
<p>四 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴つて生じるバイオマス(当該農産物に由来するものに限り、液体であるものを除く。)を電気に変換する設備(第一号から前号まで及び次号に掲げる設備、一般廃棄物発電設備並びに産業廃棄物発電設備又は石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。)であつて、その出力が一万キロワット未満のもの</p>	<p>平成三十年四月一日から令和六年三月三十一日まで</p>	<p>二十四円(調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額)</p>	<p>二十年間</p>
<p>五 建設資材廃棄物を電気に変換する設備(第一号に掲げる設備、一般廃棄物発電設備及び産業廃棄物発電設備又は石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。)</p>	<p>平成三十年四月一日から令和六年三月三十一日まで</p>	<p>十三円(調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額)</p>	<p>二十年間</p>
<p>六 一般廃棄物発電設備若しくは産業廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備、産業廃棄物発電設備及び第一</p>	<p>平成三十年四月一日から令和六年三月三十一日まで</p>	<p>十七円(調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加</p>	<p>二十年間</p>

一号から前号までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備（一般廃棄物発電設備又は産業廃棄物発電設備（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）において混焼されるコークス以外の石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）

えて得た額

備考

- イ 基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。
- ロ 交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。
- ハ 当該設備が平成三十年四月一日以降に新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定を受けた認定事業者に係るものである場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。
- ニ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。
- ホ 木質バイオマスのうち、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成二十四年六月十八日）」に準拠して分別管理が行われたことが確認されないものについては、建設資材廃棄物とみなす。
- ヘ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

5 次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電設備に係る基準価格等及び調達価格等（前項第二号ハに掲げる変更の認定の日が価格決定日となる場合にあっては、当該変更の認定に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等に係るものに限る。）は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネ

ルギー発電設備の区分等の欄に於いて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。

一 法第九条第四項の認定の日

二 法第十条第一項の変更の認定（前項第二号イからホまでに掲げる変更の認定に限る。）の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
一	バイオマスを発酵させることによつて得られるメタンを電気に変換する設備	三十五円	二十年間
二	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（前号に掲げる設備、一般廃棄物発電設備及び産業廃棄物発電設備又は石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。次号において同じ。）であつて、その出力が二千ワット未満のもの	四十円	二十年間
三	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備であつて、その出力が二千ワット以上	三十二円	二十年間
四	木質バイオマス又は農産物の収穫に伴つて生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限り、液体であるものを除く。）を電気に変換する設備（第一号から前号まで及び次号に掲げる設備、一般廃棄物発電設備並びに産業廃棄物発電設備又は石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）であつて、その出力が一万ワット未満のもの	二十四円	二十年間
五	建設資材廃棄物を電気に変換する設備（第一号に掲げる設備、一般廃棄物発電設備及び産業廃棄物発電設備又は石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）	十三円	二十年間
六	一般廃棄物発電設備若しくは産業廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備、産業廃棄	十七円	二十年間

物発電設備及び第一号から前号までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備（一般廃棄物発電設備又は産業廃棄物発電設備（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）において混焼されるコークス以外の石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）

備考

- イ 基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとし、当該設備に係る認定事業者が適格請求書発行事業者である場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額、適格請求書発行事業者でない場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。
- ロ 当該設備に係る認定事業者が発電側託送供給料金の支払者である場合における基準価格又は調達価格は、発電側託送供給料金の相当する額を加えた額とする。
- ハ 交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。
- ニ 当該設備が平成三十年四月一日以降に新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定を受けた認定事業者に係るものである場合であつて、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。
- ホ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。
- ヘ 木質バイオマスのうち、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成二十四年六月十八日）」に準拠して分別管理が行われたことが確認されないものについては、建設資材廃棄物とみなす。
- ト 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

6 法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係るバイオマス発電設備であつて、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が平成三十年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合（第八項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該バイオマス発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準価格又は調達価格

<p>法第七条第八項の規定により経済産業大臣（新法第七条第十項の規定により指定入札機関が入札業務を行う場合にあつては、指定入札機関、法第七条第十項の規定により推進機関が入札業務を行う場合にあつては、推進機関）が公表する落札者ごとの落札に係る供給価格の額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）</p>	<p>交付期間又は調達期間</p>
	<p>二十年間</p>

備考

- イ 交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。
- ロ 当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。
- ハ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。
- ニ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

7 法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係るバイオマス発電設備であつて、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に属する場合（次項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該バイオマス発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準価格又は調達価格

交付期間又は調達

<p>法第七条第八項の規定により経済産業大臣（法第七条第十項の規定により推進機関が入札業務を行う場合にあつては、推進機関）が公表する落札者ごとの落札に係る供給価格の額</p>	<p>二十年間</p>
---	-------------

備考

- イ 当該設備に係る認定事業者が適格請求書発行事業者である場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額、適格請求書発行事業者でない場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。
- ロ 当該設備に係る認定事業者が発電側託送供給料金の支払者である場合における基準価格又は調達価格は、発電側託送供給料金の相当する額を加えた額とする。
- ハ 交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。
- ニ 当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。
- ホ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。
- ヘ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

8 次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電設備であつて、入札対象区分等に該当するもの（木質バイオマスを用いる場合にあつては、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成二十四年六月十八日）」に準拠して分別管理が行われたことが確認されたものに限る。）に係る基準価格等及び調達価格は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

- 一 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日前における出力の変更（出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは

当該設備の出力の二十パーセント未満である場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定

二 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日以後における出力の変更（出力を減少させる変更を除く。）の認定

三 当該設備に係るバイオマス比率の変更（次に掲げる変更を除く。）の認定

イ バイオマス比率（複数の種類のバイオマスを用いる場合にあつては、当該バイオマスに係るバイオマス比率の合計。ロ及びニにおいて同じ。）を減少させる変更であつて当該バイオマス比率の四十パーセント未満における変更

ロ バイオマス比率を増加させる変更であつて、バイオマス比率考慮後出力が増加がない場合又は当該設備による再生可能エネルギー電気の供給量のうち、当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量に当該変更前のバイオマス比率（ハにおいて「調達上限比率」という。）を乗じて得た量（ニにおいて「調達上限量」という。）を超える部分を特定契約によらないで供給する場合又は当該供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合における変更

ハ 調達上限比率の変更（調達上限比率を増加させる変更を除く。）

ニ 再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率を減少させる変更又は再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率を増加させる変更であつて当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量（併せて当該設備の出力を減少させる場合にあつては、当該減少前の出力を基礎とした電気の供給量とする。）に占める当該増加に係る再生可能エネルギー電気の量（調達上限量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合又は当該供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合にあつては、当該調達上限量に含まれる部分に限る。）が二十パーセント未満である場合（バイオマス比率考慮後出力が増加がない場合に限る。）における変更

ホ 当該設備が一般廃棄物発電設備又は産業廃棄物発電設備（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）である場合におけるバイオマス比率に係る変更

四 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

基準価格又は調達価格

法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近のバイオマス発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額

交付期間又は 調達期間
二十年間

と、法第十条第一項の変更の認定（この項各号に掲げる変更の認定に限る。）前に当該バイオマス発電設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格のうち、いずれか低い額（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）

備考 第四項の表中の「備考」に同じ。

9 前項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電設備であつて、入札対象区分等に該当するもの（木質バイオマスを用いる場合にあつては、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成二十四年六月十八日）」に準拠して分別管理が行われたことが確認されたものに限る。）に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
<p>法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近のバイオマス発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額 と、法第十条第一項の変更の認定（前項各号に掲げる変更の認定に限る。）前に当該バイオマス発電設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあつては、これらの額を控除して得た額）のうち、いずれか低い額</p>	<p>二十年間</p>
<p>備考</p>	
<p>イ 当該設備に係る認定事業者が適格請求書発行事業者である場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額、適格請求書発行事業者でない場合における調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。</p>	
<p>ロ 当該設備に係る認定事業者が発電側託送供給料金の支払者である場合における基準価格又は調達価格は、発電側託送供給料金に相当する額を加えた額とする。</p>	
<p>ハ 交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。</p>	
<p>ニ 当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。</p>	
<p>ホ 法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するもの</p>	

として同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。

へ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

別表

過積載率	第一欄	第二欄
百五パーセント以下	一・〇〇〇〇	〇・〇〇〇〇
百五パーセント超百十パーセント以下	一・〇〇〇〇	〇・〇〇〇〇
百十パーセント超百十五パーセント以下	一・〇〇〇〇	〇・〇〇〇〇
百十五パーセント超百二十パーセント以下	〇・九九九六	〇・〇〇〇四
百二十パーセント超百二十五パーセント以下	〇・九九八七	〇・〇〇一三
百二十五パーセント超百三十パーセント以下	〇・九九六七	〇・〇〇三三
百三十パーセント超百三十五パーセント以下	〇・九九三三	〇・〇〇六七
百三十五パーセント超百四十パーセント以下	〇・九八八五	〇・〇一一五
百四十パーセント超百四十五パーセント以下	〇・九八一八	〇・〇一八二
百四十五パーセント超百五十パーセント以下	〇・九七三六	〇・〇二六四
百五十パーセント超百五十五パーセント以下	〇・九六三八	〇・〇三六二
百五十五パーセント超百六十パーセント以下	〇・九五三二	〇・〇四六八
百六十パーセント超百六十五パーセント以下	〇・九四一八	〇・〇五八二
百六十五パーセント超百七十パーセント以下	〇・九三〇〇	〇・〇七〇〇

二百七十パーセント超二百七十五パーセント以下	○	七〇三五	○	二九六五
二百六十五パーセント超二百七十パーセント以下	○	七一二三	○	二八七七
二百六十パーセント超二百六十五パーセント以下	○	七二二二	○	二七八八
二百五十五パーセント超二百六十パーセント以下	○	七三〇四	○	二六九六
二百五十パーセント超二百五十五パーセント以下	○	七三九八	○	二六〇二
二百四十五パーセント超二百五十パーセント以下	○	七四九四	○	二五〇六
二百四十パーセント超二百四十五パーセント以下	○	七五九三	○	二四〇七
二百三十五パーセント超二百四十パーセント以下	○	七六九四	○	二三〇六
二百三十パーセント超二百三十五パーセント以下	○	七七九七	○	二二〇三
二百二十五パーセント超二百三十パーセント以下	○	七九〇二	○	二〇九八
二百二十パーセント超二百二十五パーセント以下	○	八〇一〇	○	一九九〇
二百十五パーセント超二百二十パーセント以下	○	八一二〇	○	一八八〇
二百十パーセント超二百十五パーセント以下	○	八二三二	○	一七六八
二百五パーセント超二百十パーセント以下	○	八三四六	○	一六五四
二百パーセント超二百五パーセント以下	○	八四六二	○	一五三八
百九十五パーセント超二百パーセント以下	○	八五七八	○	一四二二
百九十パーセント超百九十五パーセント以下	○	八六九五	○	一三〇五
百八十五パーセント超百九十パーセント以下	○	八八一五	○	一一八五
百八十パーセント超百八十五パーセント以下	○	八九三五	○	一〇六五
百七十五パーセント超百八十パーセント以下	○	九〇五七	○	〇九四三
百七十パーセント超百七十五パーセント以下	○	九一七八	○	〇八二二

二百七十五パーセント超二百八十パーセント以下	○	六九五〇	○	三〇五〇
二百八十パーセント超二百八十五パーセント以下	○	六八六七	○	三一三三
二百八十五パーセント超二百九十パーセント以下	○	六七八六	○	三二一四
二百九十パーセント超二百九十五パーセント以下	○	六七〇七	○	三二九三
二百九十五パーセント超三百パーセント以下	○	六六三〇	○	三三七〇
三百パーセント超三百五パーセント以下	○	六五五五	○	三四四五
三百五パーセント超三百十パーセント以下	○	六四八一	○	三五一九
三百十パーセント超三百十五パーセント以下	○	六四〇九	○	三五九一
三百十五パーセント超三百二十パーセント以下	○	六三三八	○	三六六二
三百二十パーセント超三百二十五パーセント以下	○	六二六九	○	三七三一
三百二十五パーセント超三百三十パーセント以下	○	六二〇二	○	三七九八
三百三十パーセント超三百三十五パーセント以下	○	六一三六	○	三八六四
三百三十五パーセント超三百四十パーセント以下	○	六〇七一	○	三九二九
三百四十パーセント超三百四十五パーセント以下	○	六〇〇七	○	三九九三
三百四十五パーセント超三百五十パーセント以下	○	五九四五	○	四〇五五
三百五十パーセント超三百五十五パーセント以下	○	五八八四	○	四一一六
三百五十五パーセント超三百六十パーセント以下	○	五八二四	○	四一七六
三百六十パーセント超三百六十五パーセント以下	○	五七六五	○	四二三五
三百六十五パーセント超三百七十パーセント以下	○	五七〇八	○	四二九二
三百七十パーセント超三百七十五パーセント以下	○	五六五二	○	四三四八
三百七十五パーセント超三百八十パーセント以下	○	五五九七	○	四四〇三

三百八十パーセント超三百八十五パーセント以下	○	五五四三	○	四四五七
三百八十五パーセント超三百九十パーセント以下	○	五四八九	○	四五一一
三百九十パーセント超三百九十五パーセント以下	○	五四三七	○	四五六三
三百九十五パーセント超四百パーセント以下	○	五三八六	○	四六一四
四百パーセント超四百五パーセント以下	○	五三三六	○	四六六四
四百五パーセント超四百十パーセント以下	○	五二八七	○	四七一三
四百十パーセント超四百十五パーセント以下	○	五二三九	○	四七六一
四百十五パーセント超四百二十パーセント以下	○	五一九一	○	四八〇九
四百二十パーセント超四百二十五パーセント以下	○	五一四五	○	四八五五
四百二十五パーセント超四百三十パーセント以下	○	五〇九九	○	四九〇一
四百三十パーセント超四百三十五パーセント以下	○	五〇五四	○	四九四六
四百三十五パーセント超四百四十パーセント以下	○	五〇一一	○	四九八九
四百四十パーセント超四百四十五パーセント以下	○	四九六七	○	五〇三三
四百四十五パーセント超四百五十パーセント以下	○	四九二五	○	五〇七五
四百五十パーセント超四百五十五パーセント以下	○	四八八三	○	五一一七
四百五十五パーセント超四百六十パーセント以下	○	四八四二	○	五一五八
四百六十パーセント超四百六十五パーセント以下	○	四八〇二	○	五一九八
四百六十五パーセント超四百七十パーセント以下	○	四七六二	○	五二三八
四百七十パーセント超四百七十五パーセント以下	○	四七二三	○	五二七七
四百七十五パーセント超四百八十パーセント以下	○	四六八五	○	五三一五
四百八十パーセント超四百八十五パーセント以下	○	四六四七	○	五三五三

四百八十五パーセント超四百九十パーセント以下	〇・四六一〇	〇・五三九〇
四百九十パーセント超四百九十五パーセント以下	〇・四五七三	〇・五四二七
四百九十五パーセント超五百パーセント以下	〇・四五三七	〇・五四六三
五百パーセント超	当該設備の出力を太陽電池の合計出力で除して得た率	太陽電池の合計出力から当該設備の出力を控除した値を太陽電池の合計出力で除して得た率

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

(特例太陽光発電設備に係る調達価格等)

第二条 旧法附則第六条第一項の規定により旧認定を受けた発電とみなされる発電に係る太陽光発電設備（改正法附則第四条第一項の規定により新法第九条第三項の認定を受けたものとみなされるものに係る旧法第三条第二項に規定する認定発電設備であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合しているものに限る。以下「特例太陽光発電設備」という。）であつて、平成二十三年三月三十一日までに当該特例太陽光発電設備を用いて発電された電気の調達を旧一般電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）第一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者をいう。以下この項及び次項において同じ。）に申し込んだものに係る旧法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する旧法第四条第一項の特例太陽光価格及び旧法第三条の規定（調達期間に係る部分に限る。）の例に準じて経済産業大臣が定める期間（以下「特例太陽光調達期間」という。）は、本則の規定にかかわらず、次の表の設備の区分等の欄に应じて、それぞれ同表の特例太陽光価格の欄に掲げる価格及び特例太陽光調達期間の欄に掲げる期間とする。

- 一 その出力が五百キロワット未満であつて、次のいずれにも該当すること。
 - イ 発電に係る事業の用に供するものでないこと。
 - ロ 電気を使用しない、電気の使用量が著しく少ない又は限られた時期においてのみ昼間の電気を使用する場所に設置されるものでないこと。
- ハ 施行規則第五条第二項第五号イ及びロに掲げる構造であること。
- ニ 当該設備を用いて太陽光を変換して得られる電気を、旧一般電気事業者が特例太陽光調達期間を超えない範囲内の期間にわたり特例太陽光価格により調達を行っているもの又は平成二十四年六月三十日までに当該調達を旧一般電気事業者に申し込んだものであること。

	設備の区分等	特例太陽光価格	特例太陽光調達期間
一	住宅用太陽光発電設備（太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満であり、かつ、低圧で受電している施設等に設置されているものをいう。以下同じ。）（次号に掲げるものを除く。）	四十八円	十年間

<p>二 住宅用太陽光発電設備（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）</p>	<p>三十九円</p>	<p>十年間</p>
<p>三 住宅用太陽光発電設備以外の太陽光発電設備（次号に掲げるものを除く。）</p>	<p>二十四円</p>	<p>十年間</p>
<p>四 住宅用太陽光発電設備以外の太陽光発電設備（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）</p>	<p>二十円</p>	<p>十年間</p>
<p>備考</p> <p>イ 特例太陽光価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりの価格とし、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。</p> <p>ロ 特例太陽光調達期間の欄に掲げる期間は、特例太陽光発電設備により発電された電気の調達が開始された日を起算日とする。</p> <p>ハ 自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。</p> <p>ニ 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに從う。</p>		

2 特例太陽光発電設備であつて、平成二十三年四月一日から平成二十四年六月三十日までに当該特例太陽光発電設備を用いて発電された電気の調達は旧一般電気事業者に申し込んだものに係る特例太陽光価格及び特例太陽光調達期間は、本則の規定にかかわらず、次の表の設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の特例太陽光価格の欄に掲げる価格及び特例太陽光調達期間の欄に掲げる期間とする。

<p>設備の区分等</p>	<p>特例太陽光価格</p>	<p>特例太陽光調達期間</p>
---------------	----------------	------------------

一	住宅用太陽光発電設備（次号に掲げるものを除く。）	四十二円	十年間
二	住宅用太陽光発電設備（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）	三十四円	十年間
三	住宅用太陽光発電設備以外の太陽光発電設備であつて、補助金受給設備等（新エネルギー等導入加速化支援対策補助金を受けて設置されたもの又は平成二十三年四月一日から平成二十四年六月三十日までの間に新たに設置されたことが確認されないものをいう。以下同じ。）ではないもの（次号に掲げるものを除く。）	四十円	十年間
四	住宅用太陽光発電設備以外の太陽光発電設備であつて、補助金受給設備等ではないもの（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）	三十二円	十年間
五	住宅用太陽光発電設備以外の太陽光発電設備であつて、補助金受給設備等であるもの（次号に掲げるものを除く。）	二十四円	十年間
六	住宅用太陽光発電設備以外の太陽光発電設備であつて、補助金受給設備等であるもの（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）	二十円	十年間

備考 前項の表中の「備考」に同じ。

(補助金の交付を受けて設置された再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格)

第三条 補助金(地域新エネルギー等導入促進対策費補助金、新エネルギー等事業者支援対策費補助金及び中小水力・地熱発電開発費等補助金に限る。以下この項及び次項において同じ。)の交付を受けて設置された再生可能エネルギー発電設備(特例太陽光発電設備を除く。以下同じ。)に係る調達価格は、本則並びに附則第六条及び第七条の規定にかかわらず、本則並びに附則第六条及び第七条に規定する調達価格から次の算式により算定した額を減じた額とする。

$$B \div (A \times Y)$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 当該設備の供給に係る再生可能エネルギー電気の一年当たりの発電見込量

B 補助金の交付額

Y 当該設備に係る調達期間

2 補助金の交付を受けて設置された再生可能エネルギー発電設備について、当該補助金に係る交付要綱等に基づき当該補助金を返還した場合に
は、その旨を経済産業大臣に申し出ることができる。

3 経済産業大臣は、前項の申出があった場合は、当該申出に係る再生可能エネルギー発電設備に適用される調達価格を第一項の規定に基づき算定
した額とし、当該調達価格を当該申出を行った者に通知するものとする。

(法の施行の日前に発電を開始した再生可能エネルギー発電設備に係る調達期間)

第四条 法の施行の日(平成二十四年七月一日)前に再生可能エネルギー電気の発電を開始した再生可能エネルギー発電設備に係る調達期間は、本
則並びに附則第六条及び第七条の規定にかかわらず、本則並びに附則第六条及び第七条に規定する調達期間から、発電開始日(試運転を終えた後
に再生可能エネルギー電気の発電を開始した日をいう。)から同法の施行の日(平成二十四年七月一日)までの期間に相当する期間を除いた期間
とする。

(新エネルギー等認定設備であつたものに係る調達期間)

第五条 新法第九条第三項の認定を受ける前に法附則第四条に規定する新エネルギー等認定設備として再生可能エネルギー電気の発電を行っていた

ものに係る調達期間は、本則の規定にかかわらず、本則に規定する調達期間から、当該発電を行っていた期間（試運転を行っていた期間を除く。）に相当する期間を除いた期間とする。

（平成二十七年四月一日以前の旧認定に係る未利用の木質バイオマス発電に係る調達価格等）

第六条 平成二十七年四月一日以前に旧認定（旧変更認定を受けた場合にあつては、当該旧変更認定）を受けた再生可能エネルギー発電設備であつて、第六条第二項の表第二号又は第三号に掲げる設備に係る調達価格は、同条第一項の規定にかかわらず、それぞれ同条第二項の表第二号又は第三号の調達価格の欄に掲げる価格とする。

2 前項に掲げる設備に係る調達期間は、第六条第一項の規定にかかわらず、同条第二項の表第二号又は第三号の調達期間の欄に掲げる期間から、供給開始日から平成二十七年四月一日までの間に相当する期間を除いた期間とする。

（旧接続請求者に係る調達価格等）

第七条 改正法附則第五条第一項又は第六条第一項（整備令第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のものに係る旧法第五条第一項に規定する接続の請求（以下「旧接続請求」という。）を行う場合であつて、当該接続に係る契約の締結の日（当該旧接続請求を行う改正法附則第五条第一項に規定する旧接続請求者の責に帰すべき事由によらず、当該契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日の翌日から起算して二百七十日を経過した日までに当該契約の締結に至らない場合にあつては、当該経過した日。以下この項及び次項において同じ。）が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該契約の締結の日を新法第九条第三項の認定の日とみなして、第二条第六項の規定を適用する。

2 改正法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により、太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のものに係る旧接続請求を行う場合であつて、当該接続に係る契約の締結の日が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該契約の締結の日を新法第九条第三項の認定の日とみなして、第二条第七項の規定を適用する。この場合において、当該契約に係る設備が法第四条第一項の規定により経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の区分等に該当するときは、当該設備は太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上二十キロワット未満のものとはみなす。

3 改正法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により、風力発電設備であつて、その出力が二十キロワット未満のものに係る旧接続請求を行う場合であつて、当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日が平成二十九年四月一

日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該受領の日を新法第九条第三項の認定の日とみなして、第三条第三項の規定を適用する。

4 改正法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により、風力発電設備であつて、その出力が二十キロワット以上のものに係る旧接続請求を行う場合であつて、当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該受領の日を新法第九条第三項の認定の日とみなして、第三条第四項の規定を適用する。

5 改正法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により、水力発電設備に係る旧接続請求を行う場合であつて、当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該受領の日を新法第九条第三項の認定の日とみなして、第四条第三項の規定を適用する。

6 改正法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により、地熱発電設備に係る旧接続請求を行う場合であつて、当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該受領の日を新法第九条第三項の認定の日とみなして、第五条第二項の規定を適用する。

7 改正法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により、バイオマス発電設備に係る旧接続請求を行う場合であつて、当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該受領の日を新法第九条第三項の認定の日とみなして、第六条第三項の規定を適用する。

附 則 (平成二十九年八月三十一日経済産業省告示第二〇四号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年一月二十八日経済産業省告示第二六五号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三〇日経済産業省告示第五〇号)

(施行期日)

第一条 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

(風力発電設備に係る調達価格等に関する経過措置)

第二条 第一号に掲げる風力発電設備に係る第二号に掲げる日が平成三十年四月一日から平成三十年九月三十日までの間に属する場合(次条に掲げ

る場合を除く。)における当該設備に係る調達価格等についてのこの告示による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件の規定の適用については、第三条第五項中「二十円」とあるのは「五十五円」とする。

一 次のいずれにも該当する風力発電設備であつて、その出力が二十キロワット未満のもの

イ 当該設備に係る第一条第二項第五号に規定する接続契約の申込みの内容を記載した書面を、当該契約に係る一般送配電事業者等(同項第四号に規定する一般送配電事業者等をいう。次号において同じ。)が平成三十年二月二十八日までに受領したものであること。

ロ 当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について、平成三十年二月二十八日までに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「法」という。)第九条第一項の認定の申請又は法第十条第一項の変更の認定の申請(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(以下「施行規則」という。)第四条の二第二項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる書類並びに同条第四項の規定により経済産業大臣が提出を求める書類を全て添付したものに限り。)がされたものであること。

ハ 当該設備に係る施行規則第四条の二第二項第五号に掲げる書類(以下「接続同意書」という。)が平成三十年七月三十一日までに経済産業大臣に提出されたものであること。

二 次に掲げる日のうちいずれか遅い日

イ 法第九条第三項の認定の日

ロ 法第十条第一項の変更の認定(次に掲げる変更の認定に限る。)の日

(1) 当該設備に係る調達期間の起算日前における出力の変更の認定(出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。)

(2) 当該設備に係る調達期間の起算日以後における出力の変更の認定(出力を減少させる変更の認定を除く。)

(3) 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

(認定及び変更の認定に関する経過措置)

第三条 法第九条第一項の認定の申請又は法第十条第一項の変更の認定の申請が平成三十年一月十二日(当該申請が、バイオマス発電設備(電気事

業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百六十二号）第二条第一項各号に掲げるバイオマス発電に利用するものに限る。）に係る法第九条第三項の認定又は当該設備に係る法第十条第一項の変更の認定（施行規則第九条第一項第十一号及び第十二号に掲げる変更の認定に限り、当該設備において利用するバイオマス燃料（当該バイオマス燃料がメタン発酵ガスである場合にあっては、その原料）の種類を減少させる変更に係るものを除く。）に係るものである場合にあっては、平成二十九年十二月十二日）までに行われ、当該申請に係る接続同意書が平成三十年二月十六日までに経済産業大臣に提出された場合であつて、当該申請に係る法第九条第三項の認定の日又は法第十条第一項の変更の認定の日が平成三十年四月一日以降である場合は、当該認定の日が平成三十年三月三十一日であるものとみなし、この告示による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件の規定の適用については、なお従前の例による。ただし、当該認定が太陽光発電設備に係るものである場合における当該設備の運転開始期限日に係る規定の適用については、この限りでない。

第四条 法第十条第一項の変更の認定の日が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に属する場合における第四条第三項及び第五条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

第五条 この告示の施行前にされた風力発電設備であつてその出力が二十キロワット以上のものである場合に係る法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を増加させる変更であつて、当該増加が十キロワット未満又は当該設備の出力の二十パーセント未満である場合に限り。）の認定に限る。以下同じ。）の申請（次条第一項に掲げる場合におけるものを除き、当該申請に係る接続同意書が平成三十年十一月三十日までに経済産業大臣に提出されたものに限る。）に係る変更の認定については、第三条第五項の規定は、適用しない。

2 この告示の施行前にされた水力発電設備に係る法第十条第一項の変更の認定の申請（次条第二項に掲げる場合におけるものを除き、当該申請に係る接続同意書が平成三十年十一月三十日までに経済産業大臣に提出されたものに限る。）に係る変更の認定については、第四条第三項の規定は、適用しない。

3 この告示の施行前にされた地熱発電設備に係る法第十条第一項の変更の認定の申請（次条第三項に掲げる場合におけるものを除き、当該申請に係る接続同意書が平成三十年十一月三十日までに経済産業大臣に提出されたものに限る。）に係る変更の認定については、第五条第二項の規定は、適用しない。

4 この告示の施行前にされたバイオマス発電設備に係る法第十条第一項の変更の認定の申請（次条第四項に掲げる場合におけるものを除き、当該

申請に係る接続同意書が平成三十年十一月三十日までに経済産業大臣に提出されたものに限る。)に係る変更の認定については、第六条第四項の規定は、適用しない。

第六条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十九号。以下この条において「改正法」という。)附則第六条第一項の規定により、風力発電設備であつてその出力が二十キロワット以上のものに係る改正法による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第五条第一項に規定する接続の請求(以下「旧接続請求」という。)を行う場合であつて、改正法附則第六条第三項の規定により法第九条第三項の認定を受けたものとみなされた日が平成三十年三月一日以降であるときは、当該みなされた日の翌日から起算して一月を経過する日までにされた当該設備に係る法第十条第一項の変更の認定の申請(当該申請に係る接続同意書が同時に経済産業大臣に提出されたものに限る。以下この条において同じ。)に係る変更の認定については、第三条第五項の規定は、適用しない。

2 改正法附則第六条第一項の規定により、水力発電設備に係る旧接続請求を行う場合であつて、改正法附則第六条第三項の規定により法第九条第三項の認定を受けたものとみなされた日が平成三十年三月一日以降であるときは、当該みなされた日の翌日から起算して一月を経過する日までにされた当該設備に係る法第十条第一項の変更の認定の申請に係る変更の認定については、第四条第三項の規定は、適用しない。

3 改正法附則第六条第一項の規定により、地熱発電設備に係る旧接続請求を行う場合であつて、改正法附則第六条第三項の規定により法第九条第三項の認定を受けたものとみなされた日が平成三十年三月一日以降であるときは、当該みなされた日の翌日から起算して一月を経過する日までにされた当該設備に係る法第十条第一項の変更の認定の申請に係る変更の認定については、第五条第二項の規定は、適用しない。

4 改正法附則第六条第一項の規定により、バイオマス発電設備に係る旧接続請求を行う場合であつて、改正法附則第六条第三項の規定により法第九条第三項の認定を受けたものとみなされた日が平成三十年三月一日以降であるときは、当該みなされた日の翌日から起算して一月を経過する日までにされた当該設備に係る法第十条第一項の変更の認定の申請に係る変更の認定については、第六条第四項の規定は、適用しない。

附 則 (平成三〇年一月一〇日経済産業省告示第二三八号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日経済産業省告示第七三号)

(施行期日)

第一条 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

(太陽光発電設備に係る調達価格等に関する特例)

第二条 みなし認定事業者に係る太陽光発電設備であつて、その出力が二千キロワット以上のものうち、平成二十七年三月三十一日以前に旧認定を受け、平成二十八年七月三十一日以前に当該設備に係る接続契約が締結されたものであつて、平成三十年十二月四日以前に当該設備に係る工事に真に着工していたものとして次のいずれかに該当することについて経済産業大臣の確認を受けたもの(平成三十一年三月二十九日までに当該確認を申請したものに限り、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「法」という。)第十条第一項の規定による当該設備に係る調達期間の起算日前における太陽電池に係る変更の認定を申請したものを除く。)については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件(平成二十九年経済産業省告示第三十五号)の規定のうち運転開始期限日に係る規定及び系統連系工事着工申込みの受領の日を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなす規定は、適用しない。

一 平成三十年十二月四日までに当該設備の設置の計画(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十八条第一項に規定する工事の計画をいい、不備がないものに限る。以下同じ。)を届け出たこと。

二 平成三十年十二月四日までに開発行為の許可(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の二第一項に規定する開発行為の許可をいう。以下同じ。)を受け、条例に基づき当該開発行為に着手する旨を届け出て当該開発行為を開始し、令和元年九月三十日までに当該設備の設置の工事の計画を届け出て、令和元年十月三十一日までに当該届出に係る工事を開始したこと。

三 前号の開発行為の許可を必要としない場合にあつては、平成三十年十二月四日までに条例に基づく小規模林地開発行為の着手に係る手続(条例により求められる場合に限る。)を完了し、平成三十年十一月二日までに伐採及び伐採後の造林の届出書(森林法第十条の八第一項に規定する伐採及び伐採後の造林の届出書をいい、不備がないものに限る。以下同じ。)を提出して平成三十年十二月四日までに当該届出書に係る立木の伐採を開始し、令和元年九月三十日までに当該設備の設置の工事の計画を届け出て、令和元年十月三十一日までに当該届出に係る工事を開始したこと。

四 第二号の開発行為の許可並びに前号の条例に基づく小規模林地開発行為の着手に係る手続並びに伐採及び伐採後の造林の届出書の提出のいずれも必要としない場合にあつては、平成三十年十二月四日までに当該設備に係る工事に真に着工していたことを法令(条例を含む。)に基づく

手続により証明し、令和元年九月三十日までに当該設備の設置の工事の計画を届け出て、令和元年十月三十一日までに当該届出に係る工事を開始したことを。

(石炭を原料とする燃料を混焼させるバイオマス発電設備に係る調達価格等に関する経過措置)

第三条 この告示の施行前(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成三十一年経済産業省令第三十六号)による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号)第三条第三十号に掲げる設備(以下「旧一般廃棄物発電設備等」という。))にあつては、令和三年三月三十一日以前)に法第九条第三項の認定(法第十条第一項の変更の認定を含む。以下同じ。))を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定発電設備が、石炭を原料とする燃料を混焼させるバイオマス発電設備である場合(一般廃棄物発電設備又は産業廃棄物発電設備(廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。))においてコークスを混焼させる場合を除く。))における当該設備の調達価格等については、この告示による改正前の第六条第四項の規定は、当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次に掲げる法第十条第一項の変更の認定(当該設備が旧一般廃棄物発電設備等である場合にあつては、令和三年四月一日以降に受けるものに限る。))を受取るまでの間は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

一 当該設備に係る調達期間の起算日前における出力の変更(出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならぬ場合を除く。))の認定

二 当該設備に係る調達期間の起算日以後における出力の変更(出力を減少させる変更を除く。))の認定

三 当該設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更(当該設備において利用するバイオマス燃料の種類の変更によるもの限り、認定に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等を減ずるのみの変更を除く。))の認定

四 当該設備のバイオマス比率に係る変更(次に掲げる変更を除く。))の認定

イ バイオマス比率(複数の種類のバイオマスを用いる場合にあつては、当該バイオマスに係るバイオマス比率の合計。ロにおいて同じ。))を減少させる変更であつて当該減少が当該バイオマス比率の四十パーセント未満である場合

ロ バイオマス比率を増加させる変更であつて、バイオマス比率考慮後出力が増加がない場合又は当該設備による再生可能エネルギー電気の供給量のうち、当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量に当該変更前のバイオマス比率(ハにおいて「調達上限比率」という。))を乗じ

て得た量（二において「調達上限量」という。）を超える部分を特定契約によらないで供給する場合

ハ 調達上限比率の変更（調達上限比率を増加させる変更を除く。）

ニ 再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率を減少させる変更又は再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率を増加させる変更であつて当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量（併せて出力を減少させる場合にあつては、当該減少前の出力を基礎とした電気の供給量）に占める当該増加に係る再生可能エネルギー電気の量（調達上限量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合にあつては、当該調達上限量に含まれる部分に限る。）が二十パーセント未満である場合（バイオマス比率考慮後出力が増加がない場合に限る。）

ホ 当該設備が一般廃棄物発電設備又は産業廃棄物発電設備（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）である場合におけるバイオマス比率に係る変更

五 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

2 この告示の施行前（旧一般廃棄物発電設備等にあつては、令和三年三月三十一日以前）に法第九条第三項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定発電設備が、石炭を原料とする燃料を混焼させるバイオマス発電設備である場合（一般廃棄物発電設備又は産業廃棄物発電設備（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）においてコークスを混焼させる場合を除く。）において、当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画についてこの告示の施行後（旧一般廃棄物発電設備等に係る再生可能エネルギー発電事業計画にあつては、令和三年四月一日以後）に前項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けたときは、当該変更の認定の日以後、当該設備について調達価格等は適用しない。

附 則 （令和元年八月二日経済産業省告示第七六号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一条中電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件（以下「価格告示」という。）第二条第一項表中備考ハ、第四項表中備考ハ、第七項表中備考ハ及び第十一項の改正規定については、令和二年四月一日から施行する。

（太陽光発電設備の運転開始期限に関する特例）

2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第九条第三項の認定の日が平成二十九年四月一日か

ら令和二年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であつて、当該認定を受けた日以降に環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第四項に規定する対象事業に該当することとなつた場合における運転開始期限日は、この告示による改正後の価格告示第一条第二項第八号イ(1)の規定にかかわらず、法第九条第三項の認定を受けた日から起算して五年を経過する日とする。

附 則 （令和二年三月三十一日経済産業省告示第六二号）

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 （令和二年二月一日経済産業省告示第二五三号）

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二条第十二項の改正規定については、令和二年十二月二十五日から、同条第一項中備考ハ、同条第四項表中備考ハ、同条第七項表中備考ハ、同条第十項及び第十三項の改正規定については、令和三年四月一日から施行する。

（令二経産告二六八・一部改正）

（太陽光発電設備以外の運転開始期限日に関する経過措置）

第二条 みなし認定事業者及び認定事業者（みなし認定事業者を除く。以下、この条において同じ。）に係る風力発電設備であつて、平成三十年三月三十一日以前に旧認定を受けたもの又は平成三十年三月三十一日以前に新法第九条第三項の認定を受けたものについては、この告示の公布の日から起算して、第一条第二項第十二号イ(2)において掲げる運転開始期限日までの期間が経過する日を運転開始期限日とする（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について、この告示の公布の際現に条例に基づく環境影響評価の対象である場合にあつては、この告示の公布の日から九ヶ月が経過する日から起算して、第一条第二項第十二号イ(2)において掲げる運転開始期限日までの期間が経過する日を運転開始期限日とする。）。

2 みなし認定事業者及び認定事業者に係る水力発電設備であつて、平成三十年三月三十一日以前に旧認定を受けたもの又は平成三十年三月三十一日以前に新法第九条第三項の認定を受けたものについては、この告示の公布の日から起算して、第一条第二項第十二号イ(3)において掲げる運転開始期限日までの期間が経過する日を運転開始期限日とする（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について、この告示の公布の際現に条例に基づく環境影響評価の対象である場合にあつては、この告示の公布の日から九ヶ月が経過する日から起算して、第一条第二項第十二号イ(3)において掲げる運転開始期限日までの期間が経過する日を運転開始期限日とする。）。

3 みなし認定事業者及び認定事業者に係る地熱発電設備であつて、平成三十年三月三十一日以前に旧認定を受けたもの又は平成三十年三月三十一日以前に新法第九条第三項の認定を受けたものについては、この告示の公布の日から起算して、第一条第二項第十二号イ(4)において掲げる運転開始期限日までの期間が経過する日を運転開始期限日とする(当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について、この告示の公布の際現に条例に基づく環境影響評価の対象である場合にあつては、この告示の公布の日から九ヶ月が経過する日から起算して、第一条第二項第十二号イ(4)において掲げる運転開始期限日までの期間が経過する日を運転開始期限日とする。)

4 みなし認定事業者及び認定事業者に係るバイオマス発電設備であつて、平成三十年三月三十一日以前に旧認定を受けたもの又は平成三十年三月三十一日以前に新法第九条第三項の認定を受けたものについては、この告示の公布の日から起算して、第一条第二項第十二号イ(5)において掲げる運転開始期限日までの期間が経過する日を運転開始期限日とする(当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について、この告示の公布の際現に条例に基づく環境影響評価の対象である場合にあつては、この告示の公布の日から九ヶ月が経過する日から起算して、第一条第二項第十二号イ(5)において掲げる運転開始期限日までの期間が経過する日を運転開始期限日とする。)

附 則 (令和二年一月二五日経済産業省告示第二六八号)
この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日経済産業省告示第六三号)

(施行期日)

第一条 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

(認定及び変更の認定に関する経過措置)

第二条 太陽光発電設備又は風力発電設備に係る法第九条第一項の認定の申請又は法第十条第一項の変更の認定(第二条第十二項第二号又は第三条第五項第二号に掲げる変更の認定に限る。)の申請が令和二年十二月十八日(出力が十キロワット未満の太陽光発電設備にあつては、令和三年一月八日)までに行われた場合であつて、当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二条第四項に規定する対象事業に係る環境影響評価(以下「環境影響評価」という。)を行わなければならないものについては、同法第七条に規定する方法により同法第五条第一項に規定する方法書(条例に基づく環境影響評価を行わなければならないものについては、当該方法書に相当する資料)の公告及び縦覧を行っていることを証する書類が令和三年二月五日までに経済産業大臣に提出され、かつ、当該申請に係る法第九条第三

項の認定の日又は法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日以降である場合は、当該認定の日が令和三年三月三十一日であるものとみなし、この告示による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件の規定の適用については、なお従前の例による。ただし、当該設備の運転開始期限日に係る規定の適用については、この限りでない。

附 則 (令和三年四月二〇日経済産業省告示第九九号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年六月三〇日経済産業省告示第一三三号)

この告示は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条第十三項の表及び同条第二十一項の表備考欄の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年三月二八日経済産業省告示第六二号)

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 促進法第八条第一項の規定により指定した長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の海域において整備する海洋再生可能エネルギー発電設備（促進法第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備をいう。）については、第一条第二項第八号ただし書の規定は、適用しない。

附 則 (令和四年三月三十一日経済産業省告示第六六号)

1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。

2 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（次項において「新法」という。）第九条第三項の認定の日が令和四年三月三十一日以前の場合であつて、令和四年四月一日以降に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（次項において「法」という。）第九条第四項の認定を受けた場合であつて、市場取引等により電気を供給する場合にあつては、当該設備に従前適用されていた調達価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額を基準価格とし、当該設備に従前適用されていた調達期間の残余の期間を交付期間とし、当該設備に従前適用されていた解体等積立基準額を当該認定後の解体等積立基準額とする。

3 新法第九条第三項の認定の日が令和四年三月三十一日以前であり、令和四年四月一日以降に、法第九条第四項の認定を受けた場合（市場取引等

により電気を供給する場合に限る。)であつて、同日以降に法第九条第四項の認定を受けた場合(特定契約により電気を供給する場合に限る。)にあつては、当該設備に従前適用されていた基準価格に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額を調達価格とし、当該設備に従前適用されていた交付期間の残余の期間を調達期間とし、当該設備に従前適用されていた解体等積立基準額を当該認定後の解体等積立基準額とする。

附 則 (令和五年三月三十一日経済産業省告示第四〇号)

(施行期日)

第一条 この告示は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年十月一日から施行する。

(特定非常災害及び激甚(じん)災害に関する経過措置)

第二条 太陽光発電設備(その出力が十キロワット以上のものであつて、みなし認定事業者に係るもののうち、平成二十九年三月三十一日以前に旧認定を受け、平成二十八年七月三十一日までに当該設備に係る接続契約が締結されたものに限る。次項において同じ。)のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件(以下この条において「価格告示」という。)(第一条第二項第十二号ロからニまでの表の最初の系統連系工事着工申込みの受領の日が属する期間の欄に掲げる期間までに、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項の規定に基づき指定された特定非常災害について同法第六条又は第八条の規定に基づき定められた地区において、激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第三条第一項に規定する事業(同項第一号に掲げる災害復旧事業に限る。)であつて、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第七条の規定に基づき主務大臣が災害復旧事業費を決定した事業により、国又は地方公共団体からの要請を受け、当該設備を設置する場所の変更が生じた場合における価格告示第一条第二項第十二号ロからニまでの規定の適用については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項後段の規定に基づき定められた特定非常災害発生日から、当該設備を設置しようとする場所について所有権その他の使用の権原を取得した日までの期間として経済産業大臣が確認した期間(次項において、「当該期間」という。)を、同号ロからニまでの表の最初の系統連系工事着工申込みの受領日が属する期間の欄に掲げる期間及び運転開始期限日の欄に掲げる日にそれぞれ加える。

2 前項の場合において、系統連系工事着工申込みの受領の日が次に掲げる日に当該期間を加えた日までに属する場合においては、価格告示の規定のうち系統連系工事着工申込みの受領の日を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなす規定は、適用しない。

ただし、系統連系工事着工申込書を一般送配電事業者等に提出したみなし認定事業者が供給開始日までの間に法第十条第一項の変更の認定を申請（施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第九条第一項第十五号の二に基づく申請を除く。）した場合若しくは当該一般送配電事業者等から系統連系工事着工申込書の再度の提出を求められた場合における当該再度の提出に係る系統連系工事着工申込みの受領の日又は系統連系工事着工申込書の再度の提出を行うべきであったことが供給開始日以降に判明した場合における当該供給開始日が、次に掲げる日より後の日である場合には、この限りではない。

一 平成二十七年三月三十一日以前に旧認定を受けた太陽光発電設備であつて、その出力が二千キロワット未満のもの（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について環境影響評価又は条例に基づく環境影響評価を行わなければならないものを除く。）にあつては、平成三十一年三月三十一日、その出力が二千キロワット以上のもの（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について環境影響評価又は条例に基づく環境影響評価を行わなければならないものを除く。）にあつては、令和元年九月三十日、当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について、環境影響評価又は条例に基づく環境影響評価を行わなければならないものにあつては、令和二年三月三十一日

二 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に旧認定を受けた太陽光発電設備にあつては、令和二年三月三十一日

三 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に旧認定を受けた太陽光発電設備にあつては、令和三年三月三十一日

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件の一部を改正する告示の一部改正）

第三条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件の一部を改正する告示（平成三十一年経済産業省告示第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第二条第一項の表備考ハ、同条第四項の表備考ハ及び同条第七項の表備考ハ並びに同条第十三項から第十六項までの規定」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件（平成二十九年経済産業省告示第三十五号）の規定のうち運転開始期限日に係る規定及び系統連系工事着工申込みの受領の日を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなす規定」に改める。

（石炭を原料とする燃料を混焼させるバイオマス発電設備に係る基準価格等に関する経過措置）

第四条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件の一部を改正する告示（平成三十一年経済産業省告示第七十三号）附則第三条第二項の規定は、石炭を原料とする燃料を混焼させるバイオマス発電設備に係る基準価格等について

て準用する。

附 則 (令和六年三月二九日経済産業省告示第四七号)

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和七年三月三十一日経済産業省告示第三六号)

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

附 則 (令和八年三月三十一日経済産業省告示第三二号)

1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年十月一日から施行する。

2 この告示の施行前に法第九条第四項の認定(法第十条第一項の変更を含む。)を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定発電設備が、この告示の施行の際現に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(令和八年経済産業省令第二十九号)による改正前の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号)(第三号ニにおいて「旧規則」という。)第三条第二十七号又は第二十八号に掲げる設備の区分等に該当する場合において、当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画についてこの告示の施行後に次に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けたときは、当該変更の認定の日以後、当該設備について基準価格等及び調達価格等は適用しない。

一 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日前における出力の変更(出力を減少させる変更であつて当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。)の認定

二 当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日以後における出力の変更(出力を減少させる変更を除く。)の認定

三 当該設備に係るバイオマス比率の変更(次に掲げる変更を除く。)の認定

イ バイオマス比率(複数の種類のバイオマスを用いる場合にあつては、当該バイオマスに係るバイオマス比率の合計。ロ及びニにおいて同じ。)を減少させる変更であつて当該減少が当該バイオマス比率の四十パーセント未満である場合

ロ バイオマス比率を増加させる変更であつて、バイオマス比率考慮後出力が増加がない場合又は当該設備による再生可能エネルギー電気の供給量のうち、当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量に当該変更前のバイオマス比率(ハにおいて「調達上限比率」という。)を乗じ

て得た量（二において「調達上限量」という。）を超える部分を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合

ハ 調達上限比率の変更（調達上限比率を増加させる変更を除く。）

ニ 旧規則第三条第二十七号若しくは第二十八号に掲げる設備の区分等ごとのバイオマス比率を減少させる変更又は旧規則第三条第二十七号若しくは第二十八号に掲げる設備の区分等ごとのバイオマス比率を増加させる変更であつて当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量（併せて当該設備の出力を減少させる場合にあつては、当該減少前の出力を基礎とした電気の供給量とする。）に占める当該増加に係る再生可能エネルギー電気の量（調達上限量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合又は当該供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合にあつては、当該調達上限量に含まれる部分に限る。）が二十パーセント未満である場合（バイオマス比率考慮後出力が増加がない場合に限る。）

四 当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定